

## 新旧対照表

(注) 下線を付した部分が改正部分である。

改正後				改正前			
主要省略用語一覧表				主要省略用語一覧表			
索引	省略用語	条項	省略された用語	索引	省略用語	条項	省略された用語
か	株主等	○第 34 条関係 3	株主、社員、組合員、会員等	か	(新設)	(新設)	(新設)
し	(削除)	(削除)	(削除)	し	社員等	○第 34 条関係 3	社員、株主、組合員、会員等
	親族その他の特殊関係者	第 39 条関係 11	令第 14 条第 2 項《無償又は著しい低額の譲渡の範囲等》に規定する者		親族その他の特殊関係者	第 38 条関係 1	令第 13 条第 1 項《納税者の特殊関係者の範囲》に規定する者
第 2 条関係 定義				第 2 条関係 定義			
(利子税)				(利子税)			
<p>7 法第 2 条第 4 号の「利子税」とは、通則法第 64 条《利子税》の規定により納付すべき国税をいい、例えば、所得税法第 131 条第 3 項《確定申告税額の延納に係る利子税》、第 136 条《延払条件付譲渡に係る所得税額の延納に係る利子税》、法人税法第 75 条第 7 項《確定申告書の提出期限の延長に係る利子税》、第 75 条の 2 第 6 項《確定申告書の提出期限の延長の特例に係る利子税》、第 81 条の 23 第 2 項《連結確定申告書の提出期限の延長に係る利子税》、第 81 条の 24 第 6 項《連結確定申告書の提出期限の延長の特例に係る利子税》、相続税法第 52 条《延納等に係る利子税》、第 53 条《物納等に係る利子税》、租税特別措置法第 70 条の 4 第 35 項《農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予に係る利子税》及び第 70 条の 6 第 40 項《農地等についての相続税の納税猶予等に係る利子税》等の規定に基づく国税がある。</p>				<p>7 法第 2 条第 4 号の「利子税」とは、通則法第 64 条《利子税》の規定により納付すべき国税をいい、例えば、所得税法第 131 条第 3 項《確定申告税額の延納に係る利子税》、第 136 条《延払条件付譲渡に係る所得税額の延納に係る利子税》、法人税法第 75 条第 7 項《確定申告書の提出期限の延長に係る利子税》、第 75 条の 2 第 6 項《確定申告書の提出期限の延長の特例に係る利子税》、第 81 条の 23 第 2 項《連結確定申告書の提出期限の延長に係る利子税》、第 81 条の 24 第 6 項《連結確定申告書の提出期限の延長の特例に係る利子税》、相続税法第 52 条《延納等に係る利子税》、第 53 条《物納等に係る利子税》、租税特別措置法第 70 条の 4 第 34 項《農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予に係る利子税》及び第 70 条の 6 第 39 項《農地等についての相続税の納税猶予等に係る利子税》等の規定に基づく国税がある。</p>			
納税者				納税者			

改正後	改正前
<p>10 法第2条第6号の「納税者」とは、おおむね次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 登録免許税法第3条《納税義務者》、通則法第9条《共有物等に係る国税の連帯納付義務》、<u>第9条の2《法人の合併等の無効判決に係る連帯納付義務》</u>、<u>第9条の3《法人の分割に係る連帯納付の責任》</u>、相続税法第34条《連帯納付責任》、法人税法第81条の28第1項《連結子法人の連帯納付の責任》等の規定によって連帯納付の義務又は責任を負う者</p> <p>(3)～(6) (省略)</p> <p>(7) 会社更生法第232条第1項《新会社の租税債務の承継》、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律<u>第148条の2《新協同組織金融機関等の租税債務の承継》</u>、<u>第321条の2《新相互会社等の租税債務の承継》</u>、第342条《銀行についての会社更生法の規定の適用》、第358条《保険業を営む株式会社についての会社更生法の規定の適用》の規定により国税を承継することになった新会社、新協同組織金融機関、新株式会社又は新相互会社</p> <p>(8) 源泉徴収による国税（通則法第2条第2号に規定する国税をいう。以下同じ。）を徴収して国に納付しなければならない者</p> <p>(9)・(10) (省略)</p> <p>(延納に係る期限)</p>	<p>10 法第2条第6号の「納税者」とは、おおむね次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 登録免許税法第3条《納税義務者》、通則法第9条《共有物等に係る国税の連帯納付義務》、<u>第9条の2《法人の分割に係る連帯納付の責任》</u>、相続税法第34条《連帯納付責任》、法人税法第81条の28第1項《連結子法人の連帯納付の責任》等の規定によって連帯納付の義務又は責任を負う者</p> <p>(3)～(6) (同左)</p> <p>(7) 会社更生法第232条第1項《新会社の租税債務の承継》、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律<u>第148条《新協同組織金融機関等の租税債務の承継》</u>、<u>第321条《新相互会社等の租税債務の承継》</u>、第342条《銀行についての会社更生法の規定の適用》、第358条《保険業を営む株式会社についての会社更生法の規定の適用》の規定により国税を承継することになった新会社、新協同組織金融機関、新株式会社又は新相互会社</p> <p>(8) 源泉徴収による国税（通則法第2条第2号の国税をいう。以下同じ。）を徴収して国に納付しなければならない者</p> <p>(9)・(10) (同左)</p> <p>(延納に係る期限)</p>
<p>16 法第2条第10号本文の「延納に係る期限」とは、所得税法第131条第1項《確定申告税額の延納》、第132条第1項《延払条件付譲渡に係る所得税額の延納》並びに相続税法第38条第1項前段及び第3項《延納》の規定による延納に係る期限をいう。</p> <p>なお、租税特別措置法第70条の4《農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び免除》、第70条の6《農地等についての相続税の納税猶予及び免除等》、第70条の6の4《山林についての相続税の納税猶予及び免除》、第70条の7《非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除》、第70条の7の2《非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除》、<u>第70条の7の4《非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除》</u>、<u>第70条の7の5《医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除》</u>及び第70条の7の8《医療法人の持分についての相続税の納税</p>	<p>16 法第2条第10号本文の「延納に係る期限」とは、所得税法第131条第1項《確定申告税額の延納》、第132条第1項《延払条件付譲渡に係る所得税額の延納》並びに相続税法第38条第1項前段及び第3項《延納》の規定による延納に係る期限をいう。</p> <p>なお、租税特別措置法第70条の4《農地等を贈与した場合の納税猶予》、第70条の6《農地等についての相続税の納税猶予等》、第70条の6の4《山林についての相続税の納税猶予》、第70条の7《非上場株式等についての贈与税の納税猶予》、第70条の7の2《非上場株式等についての相続税の納税猶予》<u>及び第70条の7の4《非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予》</u>の規定による納税の猶予に係る期限は、上記の相続税法の規定による延納に係る期限に含まれる（租税特別措置法第70条の4第31項、第70条の6第36項、第70条の6の4第13項、第70条の7第14項、第70条</p>

改正後	改正前
<p><u>猶予及び免除</u>の規定による納税の猶予に係る期限は、上記の相続税法の規定による延納に係る期限に含まれる（租税特別措置法第70条の4第32項、第70条の6第37項、第70条の6の4第13項、第70条の7第14項、第70条の7の2第14項、第70条の7の4第11項、第70条の7の5第10項、第70条の7の8第10項）。</p> <p style="text-align: center;"><b>第14条関係 担保を徴した国税の優先</b></p> <p><b>担保財産があるとき</b> （担保提供に関する規定）</p> <p>1 国税についての担保の提供に関する法律の規定としては、おおむね次に掲げるものがある。</p> <p>(1) 納税の猶予、納期限の延長等の場合</p> <p>通則法第46条第5項《納税の猶予の場合の担保の徴取》、第52条第6項《納税の猶予等の保証人についての準用》、法第32条第3項《納税の猶予等の第二次納税義務者についての準用》、第152条第3項、第4項《換価の猶予に係る分割納付、通知等》、租税特別措置法<u>第40条の3の4第2項《内部取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》</u>、第41条の19の5第10項《<u>国外所得金額の計算の特例</u>》、第66条の4の2第2項《<u>国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予</u>》、第66条の4の3第11項《<u>外国法人の内部取引に係る課税の特例</u>》、第67条の18第10項《<u>国外所得金額の計算の特例</u>》、第68条の88の2第2項《<u>連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予</u>》、第68条の107の2第10項《<u>連結法人の連結国外所得金額の計算の特例</u>》、第70条の4第1項《<u>農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び免除</u>》、第70条の6第1項《<u>農地等についての相続税の納税猶予及び免除等</u>》、第70条の6の4第1項《<u>山林についての相続税の納税猶予及び免除</u>》、第70条の7第1項《<u>非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除</u>》、第70条の7の2第1項《<u>非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除</u>》、第70条の7の4第1項《<u>非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除</u>》、第70条の7の5第1項《<u>医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除</u>》、第70条の7の8第1項《<u>医療法人の持分についての相続税の納税</u></p>	<p>の7の2第14項、第70条の7の4第11項）。</p> <p style="text-align: center;"><b>第14条関係 担保を徴した国税の優先</b></p> <p><b>担保財産があるとき</b> （担保提供に関する規定）</p> <p>1 国税についての担保の提供に関する法律の規定としては、おおむね次に掲げるものがある。</p> <p>(1) 納税の猶予、納期限の延長等の場合</p> <p>通則法第46条第5項《納税の猶予の場合の担保の徴取》、第52条第6項《納税の猶予等の保証人についての準用》、法第32条第3項《納税の猶予等の第二次納税義務者についての準用》、第152条第3項、第4項《換価の猶予に係る分割納付、通知等》、租税特別措置法第66条の4の2第2項《<u>国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予</u>》、第68条の88の2第2項《<u>連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予及び免除</u>》、第70条の4第1項《<u>農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び免除等</u>》、第70条の6第1項《<u>農地等についての相続税の納税猶予</u>》、消費税法第51条《<u>引取りに係る課税貨物についての納期限の延長</u>》、酒税法第30条の6《<u>納期限の延長</u>》、たばこ税法第22条《<u>納期限の延長</u>》、揮発油税法第13条《<u>納期限の延長</u>》、地方揮発油税法第8条第1項《<u>担保の提供</u>》、石油ガス税法第20条《<u>納期限の延長</u>》、石油石炭税法第18条《<u>納期限の延長</u>》、所得税法第132条第2項《<u>延払条件付譲渡に係る所得税額の延納</u>》、相続税法第38条第4項《<u>相続税及び贈与税の延納の場合の担保の提供</u>》</p>

改正後	改正前
<p><u>猶予及び免除</u>》、消費税法第51条《引取りに係る課税貨物についての納期限の延長》、酒税法第30条の6《納期限の延長》、たばこ税法第22条《納期限の延長》、揮発油税法第13条《納期限の延長》、地方揮発油税法第8条第1項《担保の提供》、石油ガス税法第20条《納期限の延長》、石油石炭税法第18条《納期限の延長》、所得税法第132条第2項《延払条件付譲渡に係る所得税額の延納》、<u>第137条の2第1項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》</u>、<u>第137条の3第1項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》</u>、相続税法第38条第4項《相続税及び贈与税の延納の場合の担保の提供》</p> <p>(2)～(4) (省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第15条関係 法定納期限等以前に設定された質権の優先</b></p> <p><u>(第9号の法定納期限等)</u></p> <p><b>8-2 法第15条第1項第9号に規定する法定納期限等については、次のことに留意する。</b></p> <p><u>(1) 分割を無効とする判決の確定により、分割法人に「属することとなつた財産」とは、次に掲げるものをいう。</u></p> <p><u>イ 分割により事業を承継した法人が分割法人から承継した財産であつて、判決の確定により分割法人に復帰した財産</u></p> <p><u>ロ 分割後に分割により事業を承継した法人が取得した財産であつて、判決の確定により分割法人の共有又は単独の所有に属することとなつたもの（会社法第843条第2項）</u></p> <p><u>(2) 「分割法人の固有の国税」は、分割を無効とする判決が確定した日前にその納付すべき国税が確定したものに限る。</u></p> <p><u>(3) 「判決が確定した日前にその納付すべき税額が確定したもの」は、通則法第15条第3項第2号、第3号及び第5号《納税義務の成立と同時に特別の手續を要しないで納付すべき税額が確定する国税》に掲げる国税については、判決が確定した日前に納税告知書を発したものに限る（法第15条第1項第7号参照）。</u></p>	<p>(2)～(4) (同左)</p> <p style="text-align: center;"><b>第15条関係 法定納期限等以前に設定された質権の優先</b></p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>(4) <u>通則法第9条の2の規定による連帯納付義務に係る国税について、判決の確定により分割法人に属することとなった財産から徴収する場合の法定納期限等は、その国税の本来の法定納期限等と同じである。</u></p> <p><b>(第10号の法定納期限等)</b></p> <p>9 法第15条第1項<u>第10号</u>に規定する法定納期限等については、次のことに留意する。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 「分割のあった日前にその納付すべき税額が確定したもの」は、通則法第15条第3項第2号、第3号及び第5号《納税義務の成立と同時に特別の手續を要しないで納付すべき税額が確定する国税》に掲げる国税については、分割のあった日前に納税告知書を発したものに<u>限る</u>（法第15条第1項第7号参照）。</p> <p>(4) <u>通則法第9条の3の規定による連帯納付責任に係る分割をした法人の国税について、当該分割をした法人から承継した財産から徴収する場合の法定納期限等は、その国税の本来の法定納期限等と同じである。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第17条関係 譲受け前に設定された質権又は抵当権の優先</b></p> <p><b>(譲り受けたとき)</b></p> <p>1 法第17条第1項の「財産を譲り受けたとき」とは、納税者が質権又は抵当権の設定されている財産を売買、贈与、交換、現物出資、代物弁済等により第三者から取得したときをいい、相続又は法人の合併若しくは分割による承継の場合を含まない。</p> <p>(注)1 納税者が相続又は法人の合併若しくは分割により承継した財産上の質権又は抵当権と納税者固有の国税との優先関係については、法第15条第1項第7号、第8号若しくは<u>第10号</u>又は第16条《法定納期限等》の規定の適用があることに留意する。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 法人の分割（分社型分割（法人税法第2条第12号の10《分社型分割の定義》に規定する分社型分割をいう。以下同じ。）を除く。）による財産の取得があった場合には、<u>通則法第9条の3</u>《法人の分割に係る連帯納付の責任》の規定によ</p>	<p><b>(第9号の法定納期限等)</b></p> <p>9 法第15条第1項<u>第9号</u>に規定する法定納期限等については、次のことに留意する。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 「分割のあった日前にその納付すべき税額が確定したもの」は、通則法第15条第3項第2号、第3号及び第5号《納税義務の成立と同時に特別の手續を要しないで納付すべき税額が確定する国税》に掲げる国税については、分割のあった日前に納税告知書を発したものに<u>限られる</u>（法第15条第1項第7号参照）。</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;"><b>第17条関係 譲受け前に設定された質権又は抵当権の優先</b></p> <p><b>(譲り受けたとき)</b></p> <p>1 法第17条の「財産を譲り受けたとき」とは、納税者が質権又は抵当権の設定されている財産を売買、贈与、交換、現物出資、代物弁済等により第三者から取得したときをいい、相続又は法人の合併若しくは分割による承継の場合を含まない。</p> <p>(注)1 納税者が相続又は法人の合併若しくは分割により承継した財産上の質権又は抵当権と納税者固有の国税との優先関係については、法第15条第1項第7号、第8号若しくは<u>第9号</u>又は第16条《法定納期限等》の規定の適用があることに留意する。</p> <p>2 (同左)</p> <p>3 法人の分割（分社型分割（法人税法第2条第12号の10《分社型分割の定義》に規定する分社型分割をいう。以下同じ。）を除く。）による財産の取得があった場合には、<u>通則法第9条の2</u>《法人の分割に係る連帯納付の責任》の規定によ</p>

改正後	改正前
<p>り、分割承継法人は分割をした法人の所定の国税について、承継財産の価額を限度として連帯納付責任を負うことになる。この場合において、分割承継法人が負う連帯納付責任は、相続又は法人の合併の場合と異なり、分割をした法人の負う国税の納付義務とは別の分割承継法人固有のものであるため、分割により承継された財産上の質権又は抵当権と国税との優先関係については、法第 15 条第 1 項又は第 16 条《法定納期限等》の規定が適用されることに留意する。</p> <p>4 (省略)</p>	<p>り、分割承継法人は分割をした法人の所定の国税について、承継財産の価額を限度として連帯納付責任を負うことになる。この場合において、分割承継法人が負う連帯納付責任は、相続又は法人の合併の場合と異なり、分割をした法人の負う国税の納付義務とは別の分割承継法人固有のものであるため、分割により承継された財産上の質権又は抵当権と国税との優先関係については、法第 15 条第 1 項又は第 16 条《法定納期限等》の規定が適用されることに留意する。</p> <p>4 (同左)</p>
<p style="text-align: center;"><b>第 22 条関係 担保権付財産が譲渡された場合の国税の徴収</b></p> <p>(国税に不足すると認められるとき)</p> <p>4 法第 22 条第 1 項の「国税に不足すると認められるとき」とは、法第 22 条第 4 項の通知を発する時の現況において、納税者に帰属する財産（国税につき徴している担保財産で、第三者に帰属しているもの及び保証人の保証を含み、法施行地域内にある財産に限る。）で滞納処分（交付要求及び参加差押えを含む。）により徴収できるものの価額が、納税者の国税の総額に満たないと客観的に認められるときをいう（平成 27. 11. 6 最高判参照）。</p> <p><u>なお、上記の判定は、滞納処分を現実</u>に執行した結果に基づいてする必要はないものとする（昭和 47. 5. 25 最高判参照）。</p> <p><u>この場合における財産の価額の算定については、平成 26. 6. 27 付徴徴 3-7 「公売財産評価事務提要の制定について」（事務運営指針）に定めるところによるが、次のことに留意する。</u></p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 継続収入に係る債権又は将来生ずべき債権がある場合には、換価するものとしての財産の価額を算定する（第 62 条関係 1、平成 21. 9. 29 東京高判参照）。</p> <p>(5)・(6) (省略)</p> <p><u>(7) 保証人の保証については、保証に係る国税の額の範囲内において、保証人に帰属する財産の処分予定価額を算定する。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第 22 条関係 担保権付財産が譲渡された場合の国税の徴収</b></p> <p>(国税に不足すると認められるとき)</p> <p>4 法第 22 条第 1 項の「国税に不足すると認められるとき」とは、法第 22 条第 4 項の通知を発する時の現況において、納税者に帰属する財産（国税につき徴している担保財産で、第三者に帰属しているもの及び保証人の保証を含み、法施行地域内にある財産に限る。）で滞納処分（交付要求及び参加差押えを含む。）により徴収できるものの価額が、納税者の国税の総額に満たないと認められるときをいい、その判定は、滞納処分を現実に執行した結果に基づいてする必要はないものとする。</p> <p><u>なお、上記の場合における財産の価額の算定については、平成 26. 6. 27 付徴徴 3-7 「公売財産評価事務提要の制定について」（事務運営指針）に定めるところによるが、次のことに留意する。</u></p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 継続収入に係る債権又は将来生ずべき債権がある場合には、換価するものとしての財産の価額を算定する（第 62 条関係 1 参照）。</p> <p>(5)・(6) (同左)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>第32条関係 第二次納税義務の通則</b></p> <p>(徴収しようとする金額)</p> <p>4 納付通知書に記載すべき令第11条第1項第3号《納付通知書の記載事項》の「徴収しようとする金額」については、それぞれ次に掲げる旨を記載するものとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 財産等の価額を限度とする第二次納税義務（法第34条第1項、第34条第2項、第35条、第36条第3号、<u>第38条</u>、第39条、第41条第2項）については、その財産等の価額（金額で表示する。）を限度として主たる納税者の滞納国税の全額</p> <p>(3) 財産を限度とする第二次納税義務（法第36条第1号、第36条第2号、第37条、第41条第1項。以下第32条関係において「物的第二次納税義務」という。）については、その財産（財産自体を表示する。）を限度として主たる納税者の滞納国税の全額</p> <p>(注) (省略)</p> <p><b>物的第二次納税義務の特質</b></p> <p>16 物的第二次納税義務については、次のことに留意する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第二次納税義務者が納付する場合には、追及財産の価額にかかわらず、その第二次納税義務の基因となった主たる納税者の滞納国税が存する限り、その金額に相当する第二次納税義務額について納付しなければならない。ただし、法第37条《共同的な事業者の第二次納税義務》の規定による物的第二次納税義務額について、追及財産の価額に相当する金額を一時に納付した場合で、徴収上<u>支障</u>がないと認められるときは、その後は、その第二次納税義務額について追及しない取扱いとしても差し支えない。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(納付等)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第32条関係 第二次納税義務の通則</b></p> <p>(徴収しようとする金額)</p> <p>4 納付通知書に記載すべき令第11条第1項第3号《納付通知書の記載事項》の「徴収しようとする金額」については、それぞれ次に掲げる旨を記載するものとする。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 財産等の価額を限度とする第二次納税義務（法第34条第1項、第34条第2項、第35条、第36条第3号、第39条、第41条第2項）については、その財産等の価額（金額で表示する。）を限度として主たる納税者の滞納国税の全額</p> <p>(3) 財産を限度とする第二次納税義務（法第36条第1号、第36条第2号、第37条、<u>第38条</u>、第41条第1項。以下第32条関係において「物的第二次納税義務」という。）については、その財産（財産自体を表示する。）を限度として主たる納税者の滞納国税の全額</p> <p>(注) (同左)</p> <p><b>物的第二次納税義務の特質</b></p> <p>16 物的第二次納税義務については、次のことに留意する。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 第二次納税義務者が納付する場合には、追及財産の価額にかかわらず、その第二次納税義務の基因となった主たる納税者の滞納国税が存する限り、その金額に相当する第二次納税義務額について納付しなければならない。ただし、法第37条《共同的な事業者の第二次納税義務》又は第38条《<u>事業を譲り受けた特殊関係者の第二次納税義務</u>》の規定による物的第二次納税義務額について、追及財産の価額に相当する金額を一時に納付した場合で、徴収上<u>弊害</u>がないと認められるときは、その後は、その第二次納税義務額について追及しない取扱いとしても差し支えない。</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(納付等)</p>

改正後	改正前
<p>20 第二次納税義務者が、その第二次納税義務について納付、過誤納金等（国税に係る過誤納金、国税に関する法律の規定による国税の還付金及びこれらについての還付加算金をいう。以下同じ。）の充当等があったことにより、その第二次納税義務が消滅したときは、主たる納税者の国税は、その範囲内において消滅する。また、主たる納税者の国税について納付、過誤納金等の充当、税額を減少させる更正等があったことにより、その国税の一部が消滅したときは、なお主たる納税者の国税の残額の範囲内において、その第二次納税義務者の第二次納税義務は存続する。</p> <p>（限定承認の効果）</p> <p>25 主たる納税者の相続人が相続財産について限定承認をした場合においても、その責任は相続財産に限定されるにすぎないものであることから（通則法第5条第1項後段）、第二次納税義務の額には増減がない。</p> <p>（注）（省略）</p> <p>（会社更生法による免責の効果）</p> <p>26 株式会社である主たる納税者が会社更生法第204条《更生債権等の免責等》の規定により国税の納付義務について免責された場合においても、その効力は株式会社と共に債務を負担する者に対して有する権利には影響を及ぼさないことから（同法第203条第2項）、第二次納税義務の額には増減がない。</p> <p>（第二次納税義務を負うべき者の破産との関係）</p> <p>27 第二次納税義務を負うべき者が破産手続開始の決定を受けた場合には、次のことに留意する。</p> <p>(1) 破産手続開始の決定前に納付通知書による告知をした第二次納税義務は、その納期限から1年を経過していないものに限り、財団債権（破産法第148条第1項第3号）に該当すること（第47条関係40(注)1参照）。</p> <p>(2) 破産手続開始の決定前に第二次納税義務の成立要件を満たしている場合（ただし、徴収すべき額に不足するかどうかの判定については第33条関係1、第22条関係4参照）において、破産手続開始の決定後に納付通知書による告知をした第二次納税義務</p>	<p>20 第二次納税義務者が、その第二次納税義務に係る国税について納付、過誤納金等（国税に係る過誤納金、国税に関する法律の規定による国税の還付金及びこれらについての還付加算金をいう。以下同じ。）の充当等があったことにより、その第二次納税義務に係る国税が消滅したときは、主たる納税者の国税は、その範囲内において消滅する。また、主たる納税者の国税について納付、過誤納金等の充当、税額を減少させる更正等があったことにより、その国税の一部が消滅したときは、なお主たる納税者の国税の残額の範囲内において、その第二次納税義務者の第二次納税義務は存続する。</p> <p>（限定承認の効果）</p> <p>25 主たる納税者の相続人が相続財産について限定承認をした場合においても、その責任は相続財産に限定されるにすぎないものであることから（通則法第5条第1項後段）、第二次納税義務に係る国税の納付義務の額には増減がない。</p> <p>（注）（同左）</p> <p>（会社更生法による免責の効果）</p> <p>26 株式会社である主たる納税者が会社更生法第204条《更生債権等の免責等》の規定により国税の納付義務について免責された場合においても、その効力は株式会社と共に債務を負担する者に対して有する権利には影響を及ぼさないことから（同法第203条第2項）、第二次納税義務に係る国税の額には増減がない。</p> <p>（第二次納税義務を負うべき者の破産との関係）</p> <p>27 第二次納税義務を負うべき者が破産手続開始の決定を受けた場合には、次のことに留意する。</p> <p>(1) 破産手続開始の決定前に納付通知書による告知をした第二次納税義務に係る国税は、その納期限から1年を経過していないものに限り、財団債権（破産法第148条第1項第3号）に該当すること（第47条関係40(注)1参照）。</p> <p>(2) 破産手続開始の決定前に第二次納税義務の成立要件を満たしている場合（ただし、徴収すべき額に不足するかどうかの判定については第33条関係1、第22条関係4参照）において、破産手続開始の決定後に納付通知書による告知をした第二次納税義務</p>



改正後	改正前
<p>は、財団債権に該当すること。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 33 条関係 無限責任社員の第二次納税義務</b></p> <p><b>納税義務の成立</b></p> <p>1 法第 33 条の「徴収すべき額に不足すると認められるとき」の<u>判定</u>は、第 22 条関係 4 と同様である。</p> <p>なお、不足するかどうかの判定は、納付通知書を発する時の現況によるものとする（平成 27.11.6 最高判参照）。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 34 条関係 清算人等の第二次納税義務</b></p> <p>（分配又は引渡し）</p> <p>3 法第 34 条第 1 項の「分配」とは、法人が清算する場合において、残余財産を株主、社員、組合員、会員等（以下 3 において「株主等」という。）に、原則としてその出資額に応じて分配することをいい（会社法第 504 条、第 505 条、第 666 条等）、「引渡し」とは、法人が清算する場合において、残余財産を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 239 条《残余財産の帰属》等の規定により処分することをいう（宗教法人法第 50 条、医療法第 56 条等）。</p> <p>なお、上記の「分配」又は「引渡し」は、法人が解散した後に行ったものに限らず、解散を前提にそれ以前に行った分配又は引渡し（以下第 34 条関係において「分配等」という。）も含まれる（昭和 47.9.18 東京地判参照）。</p> <p>（注）<u>法人の解散後にその財産を役員、従業員が取得した場合であっても、それらの者が株主等でないときは、「分配」には当たらない。</u></p> <p>（徴収すべき額に不足すると認められる場合）</p> <p>4 法第 34 条第 1 項の「徴収すべき額に不足すると認められる場合」の判定は、<u>第 22 条関係 4 と同様であり、また、その判定の時期は、第 33 条関係 1 と同様である。</u></p>	<p><u>に係る国税</u>は、財団債権に該当すること。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 33 条関係 無限責任社員の第二次納税義務</b></p> <p><b>納税義務の成立</b></p> <p>1 法第 33 条の「徴収すべき額に不足すると認められるとき」は、第 22 条関係 4 と同様である。<u>ただし、不足するかどうかの判定は、納付通知書を発する時の現況によるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第 34 条関係 清算人等の第二次納税義務</b></p> <p>（分配又は引渡し）</p> <p>3 法第 34 条第 1 項の「分配」とは、法人が清算する場合において、残余財産を<u>社員</u>、株主、組合員、会員等（以下第 34 条関係において「社員等」という。）に、原則としてその出資額に応じて分配することをいい（会社法第 504 条、第 505 条、第 666 条等）、「引渡し」とは、法人が清算する場合において、残余財産を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 239 条《残余財産の帰属》等の規定により処分することをいう（宗教法人法第 50 条、医療法第 56 条等）。</p> <p>なお、上記の「分配」又は「引渡し」は、法人が解散した後に行ったものに限らず、解散を前提にそれ以前に行った分配又は引渡し（以下第 34 条関係において「分配等」という。）も含まれる（昭和 47.9.18 東京地判参照）。</p> <p>（新設）</p> <p>（徴収すべき額に不足すると認められる場合）</p> <p>4 法第 34 条第 1 項の「徴収すべき額に不足すると認められる場合」は、<u>第 22 条関係 4 と同様である。ただし、不足するかどうかの判定は、納付通知書を発する時の現況によるものとする。</u></p>

改正後	改正前
<p>(清算人)</p> <p>5 法第 34 条第 1 項の「清算人」とは、解散法人（合併により解散した法人及び<u>破産手続が終了していない</u>法人を除く。）の清算事務を執行する者で分配等をした者をいい、納付通知書を発する時において清算人でない者も含まれる。</p> <p>なお、清算人に就任することを承諾した上、清算事務を第三者に一任している者は、直接に清算事務に関与しなくても法第 34 条第 1 項の「清算人」に該当する(昭和 52. 2. 14 最高判参照)。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 35 条関係 同族会社の第二次納税義務</b></p> <p><b>納税義務の成立</b></p> <p>(会社)</p> <p>1 法第 35 条第 1 項の「会社」とは、株式会社又は持分会社をいい(会社法第 2 条第 1 号)、相互会社（保険業法第 2 編第 2 章第 2 節参照）は含まれない。</p> <p>(徴収すべき国税に不足すると認められるとき)</p> <p>4 法第 35 条第 1 項の「徴収すべき国税に不足すると認められるとき」の判定は、第 22 条関係 4 と同様である。ただし、<u>判定の対象となる滞納者の財産には、その同族会社の株式又は出資は含まない。</u></p> <p>なお、不足するかどうかの判定の時期は、<u>第 33 条関係 1 と同様である。</u></p> <p>(1 年以上前)</p> <p>10 法第 35 条第 1 項の「1 年以上前に取得したものを除く」とは、法定納期限の 1 年前の応当日以前に取得したものを除くことをいい、応当日の当日に取得したのも第二次納税義務の対象から除かれる。この場合の応当日については、通則法第 10 条第 2 項《期限の特例》の規定は適用されない。</p> <p>なお、滞納者が租税特別措置法第 70 条の 7 第 1 項《非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除》又は同法第 70 条の 7 の 5 第 1 項《医療法人の持分に係る経済的利益</p>	<p>(清算人)</p> <p>5 法第 34 条第 1 項の「清算人」とは、解散法人（合併により解散した法人及び破産した法人を除く。）の清算事務を執行する者で分配等をした者をいい、納付通知書を発する時において清算人でない者も含まれる。</p> <p>なお、清算人に就任することを承諾した上、清算事務を第三者に一任している者は、直接に清算事務に関与しなくても法第 34 条第 1 項の「清算人」に該当する(昭和 52. 2. 14 最高判参照)。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 35 条関係 同族会社の第二次納税義務</b></p> <p><b>納税義務の成立</b></p> <p>(会社)</p> <p>1 法第 35 条第 1 項の「会社」とは、株式会社又は持分会社をいい(会社法第 2 条第 1 号)、相互会社（保険業法第 3 章参照）は含まれない。</p> <p>(徴収すべき国税に不足すると認められるとき)</p> <p>4 法第 35 条第 1 項の「徴収すべき国税に不足すると認められるとき」は、第 22 条関係 4 と同様である。ただし、<u>不足するかどうかの判定は、納付通知書を発する時の現況によるものとする。</u></p> <p>(1 年以上前)</p> <p>10 法第 35 条第 1 項の「1 年以上前に取得したものを除く」とは、法定納期限の 1 年前の応当日以前に取得したものを除くことをいい、応当日の当日に取得したのも第二次納税義務の対象から除かれる。この場合の応当日については、通則法第 10 条第 2 項《期限の特例》の規定は適用されない。</p> <p>なお、滞納者が租税特別措置法第 70 条の 7 第 1 項《非上場株式等についての贈与税の納税猶予》の規定による納税の猶予を受けた贈与税を滞納している場合には、当該贈与</p>

改正後	改正前
<p><u>についての贈与税の納税猶予及び免除</u>の規定による納税の猶予を受けた贈与税を滞納している場合には、当該贈与税に係る法第 35 条の規定による第二次納税義務の適用に当たっては、当該贈与税に係る贈与の前に取得したものが第二次納税義務の対象から除かれることに留意する(租税特別措置法第 70 条の 7 第 14 項第 7 号、<u>同法第 70 条の 7 の 5 第 10 項第 6 号</u>)。</p> <p>(相続等があった場合の株式等の取得時期)</p> <p>11 相続等があった場合における法第 35 条第 1 項の「取得」の時期は、次による。</p> <p>(1)～(6) (省略)</p> <p>(7) 分割承継法人の通則法第 9 条の 3 《法人の分割に係る連帯納付の責任》の規定による連帯納付の責任に係る国税と当該分割をした法人から取得した株式又は出資との関係においては、その分割をした法人が株式又は出資を取得した日</p> <p>(8) 分割承継法人の通則法第 9 条の 3 《法人の分割に係る連帯納付の責任》の規定による連帯納付の責任に係る国税と当該分割に係る他の分割をした法人から取得した株式又は出資との関係においては、分割があった日</p> <p>(現物、労務又は信用による出資)</p> <p>14 法第 35 条第 2 項の「出資の数」については、現物、労務又は信用をもって出資の目的とした場合には、出資の評価についての定款による価額又は評価の<u>標準</u>によって、納税者の有する出資の価額を計算し、その価額を現金による出資の価額と同様に取り扱って、出資の数を計算する。</p> <p>第 36 条関係 実質課税額等の第二次納税義務</p> <p>(徴収すべき額に不足すると認められるとき)</p> <p>3 法第 36 条の「徴収すべき額に不足すると認められるとき」の判定は、<u>第 22 条関係 4 と同様であり、また、その判定の時期は、第 33 条関係 1 と同様である。</u></p>	<p>税に係る法第 35 条の規定による第二次納税義務の適用に当たっては、当該贈与税に係る贈与の前に取得したものが第二次納税義務の対象から除かれることに留意する(租税特別措置法第 70 条の 7 第 14 項第 7 号)。</p> <p>(相続等があった場合の株式等の取得時期)</p> <p>11 相続等があった場合における法第 35 条第 1 項の「取得」の時期は、次による。</p> <p>(1)～(6) (同左)</p> <p>(7) 分割承継法人の通則法第 9 条の 2 《法人の分割に係る連帯納付の責任》の規定による連帯納付の責任に係る国税と当該分割をした法人から取得した株式又は出資との関係においては、その分割をした法人が株式又は出資を取得した日</p> <p>(8) 分割承継法人の通則法第 9 条の 2 《法人の分割に係る連帯納付の責任》の規定による連帯納付の責任に係る国税と当該分割に係る他の分割をした法人から取得した株式又は出資との関係においては、分割があった日</p> <p>(現物、労務又は信用による出資)</p> <p>14 法第 35 条第 2 項の「出資の数」については、現物、労務又は信用をもって出資の目的とした場合には、出資の評価についての定款による価額又は評価の<u>基準</u>によって、納税者の有する出資の価額を計算し、その価額を現金による出資の価額と同様に取り扱って、出資の数を計算する。</p> <p>第 36 条関係 実質課税額等の第二次納税義務</p> <p>(徴収すべき額に不足すると認められるとき)</p> <p>3 法第 36 条の「徴収すべき額に不足すると認められるとき」は、<u>第 22 条関係 4 と同様である。ただし、不足するかどうかの判定は、納付通知書を発する時の現況によるものとする。</u></p>

改正後	改正前
<p>(資産の譲渡等を行った者の実質判定)</p> <p>6 法第36条第2号の「消費税法第13条(資産の譲渡等又は特定仕入れを行った者の実質判定)の規定により課された国税(同法第2条第1項第8号(定義)に規定する貸付けに係る部分に限る。)」は、消費税法第13条の規定により課された消費税のうち、事業として対価を得て行われる資産の貸付けに基因して課されたものに限られる。</p> <p>(同族会社等の行為計算否認等による課税)</p> <p>7 法第36条第3号の「所得税法第157条(同族会社等の行為又は計算の否認等)若しくは第168条の2(非居住者の恒久的施設帰属所得に係る行為又は計算の否認)、法人税法第132条(同族会社等の行為又は計算の否認)、第132条の2(組織再編成に係る行為又は計算の否認)、<u>第132条の3(連結法人に係る行為又は計算の否認)</u>若しくは第147条の2(外国法人の恒久的施設帰属所得に係る行為又は計算の否認)、相続税法第64条(同族会社の行為又は計算の否認等)又は地価税法第32条(同族会社等の行為又は計算の否認等)の規定により課された国税」とは、これらの規定により課された通則法第24条から第26条まで《更正、決定、再更正》の規定による更正又は決定に係る所得税、法人税、相続税、贈与税又は地価税をいう。</p> <p>(貸付けに係る財産)</p> <p>14 法第36条の「貸付けに係る財産」とは、事業として対価を得て行われる資産の貸付けの目的となる財産をいうが、なお次のことに留意する。</p> <p>(1) 「資産の貸付け」には、資産に係る権利の設定その他他の者に資産を使用させる一切の行為(当該行為のうち、電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。)を含む(消費税法第2条第2項)。</p> <p>(注)1・2 (省略)</p> <p>3 「電気通信利用役務の提供」とは、例えば次のものをいう。</p> <p>(1) <u>インターネットを介した電子書籍の配信</u></p> <p>(2) <u>インターネットを介して音楽・映像を視聴させる役務の提供</u></p> <p>(3) <u>インターネットを介してソフトウェアを利用させる役務の提供</u></p> <p>(4) <u>インターネットのウェブサイト上に他の事業者等の商品販売の場所を</u></p>	<p>(資産の譲渡等を行った者の実質判定)</p> <p>6 法第36条第2号の「消費税法第13条(資産の譲渡等を行った者の実質判定)の規定により課された国税(同法第2条第1項第8号(定義)に規定する貸付けに係る部分に限る。)」は、消費税法第13条の規定により課された消費税のうち、事業として対価を得て行われる資産の貸付けに基因して課されたものに限られる。</p> <p>(同族会社等の行為計算否認等による課税)</p> <p>7 法第36条第3号の「所得税法第157条(同族会社等の行為又は計算の否認等)、法人税法第132条(同族会社等の行為又は計算の否認)、<u>第132条の2(組織再編成に係る行為又は計算の否認)</u>若しくは<u>第132条の3(連結法人に係る行為又は計算の否認)</u>、相続税法第64条(同族会社の行為又は計算の否認等)又は地価税法第32条(同族会社等の行為又は計算の否認等)の規定により課された国税」とは、これらの規定により課された通則法第24条から第26条まで《更正、決定、再更正》の規定による更正若しくは決定に係る所得税、法人税、相続税、贈与税又は地価税をいう。</p> <p>(貸付けに係る財産)</p> <p>14 法第36条の「貸付けに係る財産」とは、事業として対価を得て行われる資産の貸付けの目的となる財産をいうが、なお次のことに留意する。</p> <p>(1) 「資産の貸付け」には、資産に係る権利の設定その他他の者に資産を使用させる一切の行為を含む(消費税法第2条第2項)。</p> <p>(注)1・2 (同左)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="297 220 530 245">提供する役務の提供</p> <p data-bbox="273 261 1034 287">(5) <u>インターネットのウェブサイト上に広告を掲載する役務の提供</u></p> <p data-bbox="273 303 909 328">(6) <u>電話、電子メールによる継続的なコンサルティング</u></p> <p data-bbox="172 346 311 371">(2) (省略)</p> <p data-bbox="369 432 889 458">第37条関係 共同的な事業者の第二次納税義務</p> <p data-bbox="145 518 327 544">納税義務の成立</p> <p data-bbox="185 561 340 587">(重要な財産)</p> <p data-bbox="150 604 1111 847">1 法第37条の「事業の遂行に欠くことができない重要な財産」(以下第37条関係において「重要財産」という。)であるかどうかは、納税者の事業の種類、規模等に応じて判断すべきであるが、一般には、判断の対象とする財産がないものと仮定した場合に、その事業の遂行が不可能になるか又は不可能になるおそれがある状態になると認められる程度に、その事業の遂行に関係を有する財産をいう(平成25.4.24東京高判参照)。</p> <p data-bbox="168 863 1111 1106">なお、法第37条第1号又は第2号に掲げる者が2人以上ある場合には、納税者の事業に供しているこれらの者が有する財産を一体として考え、それが重要財産であるかどうかを判定する。また、重要な財産には、滞納処分ができる財産だけでなく、滞納処分ができない財産も含まれるが、重要財産が滞納処分ができる財産と滞納処分ができない財産とで構成されている場合には、原則として滞納処分ができる財産を限度として第二次納税義務を負わせるものとする。</p> <p data-bbox="185 1166 871 1192">(財産に関して生ずる所得が納税者の所得となっている場合)</p> <p data-bbox="150 1209 1111 1364">2 法第37条の「財産に関して生ずる所得が納税者の所得となっている場合」とは、重要財産から直接又は間接に生ずる所得が納税者の所得となっている場合及び所得税法その他の法律の規定又はその規定に基づく処分により納税者の所得とされる場合をい(平成25.4.24東京高判参照)、例えば、次に掲げる場合がある。</p> <p data-bbox="168 1380 360 1406">(1)～(3) (省略)</p> <p data-bbox="168 1423 1106 1449">(4) 納税者と生計を一にする配偶者その他の親族が所有する公債、社債又は無記名</p>	<p data-bbox="1153 346 1292 371">(2) (同左)</p> <p data-bbox="1352 432 1872 458">第37条関係 共同的な事業者の第二次納税義務</p> <p data-bbox="1131 518 1312 544">納税義務の成立</p> <p data-bbox="1171 561 1326 587">(重要な財産)</p> <p data-bbox="1135 604 2096 802">1 法第37条の「事業の遂行に欠くことができない重要な財産」(以下第37条関係において「重要財産」という。)であるかどうかは、納税者の事業の種類、規模等に応じて判断すべきであるが、一般には、判断の対象とする財産がないものと仮定した場合に、その事業の遂行が不可能になるか又は不可能になるおそれがある状態になると認められる程度に、その事業の遂行に関係を有する財産をいう。</p> <p data-bbox="1153 863 2096 1106">なお、法第37条第1号又は第2号に掲げる者が2人以上ある場合には、納税者の事業に供しているこれらの者が有する財産を一体として考え、それが重要財産であるかどうかを判定する。また、重要な財産には、滞納処分ができる財産だけでなく、滞納処分ができない財産も含まれるが、重要財産が滞納処分ができる財産と滞納処分ができない財産とで構成されている場合には、原則として滞納処分ができる財産を限度として第二次納税義務を負わせるものとする。</p> <p data-bbox="1171 1166 1856 1192">(財産に関して生ずる所得が納税者の所得となっている場合)</p> <p data-bbox="1135 1209 2096 1364">2 法第37条の「財産に関して生ずる所得が納税者の所得となっている場合」とは、重要財産から直接又は間接に生ずる所得が納税者の所得となっている場合及び所得税法その他の法律の規定又はその規定に基づく処分により納税者の所得とされる場合をいうものとし、例えば、次に掲げる場合がある。</p> <p data-bbox="1153 1380 1346 1406">(1)～(3) (同左)</p> <p data-bbox="1153 1423 2092 1449">(4) 納税者と生計を一にする配偶者その他の親族が所有する公債、社債、<u>無記名の</u></p>

改正後	改正前
<p>の貸付信託若しくは証券投資信託の受益証券について、納税者が利子、配当、利益又は収益の支払を受けている場合</p> <p>(5) (省略)</p> <p>(供されている事業に係る国税)</p> <p>3 法第37条の「供されている事業に係る国税」が一つの国税の一部である場合の国税の額の算定については、第36条関係2と同様である(令第12条第3項)。</p> <p>なお、重要財産が供されている事業に係る国税は、その納税者の事業に係る国税のうち、その重要財産が供されていた期間に対応する部分の国税の額に限るものとする(平成25.4.24東京高判参照)。</p> <p>(徴収すべき額に不足すると認められるとき)</p> <p>5 法第37条の「徴収すべき額に不足すると認められるとき」の判定は、<u>第22条関係4と同様であり、また、その判定の時期は、第33条関係1と同様である。</u></p> <p>(判定の基礎となった株主又は社員)</p> <p>9-2 <u>法第37条第2号の同族会社の株主又は社員の1人又は2人の有する株式又は出資が、発行済株式又は出資の総数又は総額の50%を超える場合等においては、同号の「判定の基礎となった株主又は社員」は、その1人又は2人の株主又は社員に限る。</u></p> <p>第38条関係 事業を譲り受けた特殊関係者の第二次納税義務</p> <p>納税義務の成立</p> <p>(特殊関係者)</p> <p>1 法第38条の<u>生計を一にする親族</u>その他納税者と特殊な関係のある個人又は被支配会社(これに類する法人を含む。)で<u>政令</u>で定めるものとは、令第13条第1項《納税者の特殊関係者の範囲》に規定する者をいう。この場合において、同項各号に掲げる者</p>	<p>株式又は無記名の貸付信託若しくは証券投資信託の受益証券について、納税者が利子、配当、利益又は収益の支払を受けている場合</p> <p>(5) (同左)</p> <p>(供されている事業に係る国税)</p> <p>3 法第37条の「供されている事業に係る国税」が一つの国税の一部である場合の国税の額の算定については、第36条関係2と同様である(令第12条第3項)。</p> <p>なお、重要財産が供されている事業に係る国税は、その納税者の事業に係る国税のうち、その重要財産が供されていた期間に対応する部分の国税の額に限るものとする。</p> <p>(徴収すべき額に不足すると認められるとき)</p> <p>5 法第37条の「徴収すべき額に不足すると認められるとき」は、<u>第22条関係4と同様である。ただし、不足するかどうかの判定は、納付通知書を発する時の現況によるものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第38条関係 事業を譲り受けた特殊関係者の第二次納税義務</p> <p>納税義務の成立</p> <p>(特殊関係者)</p> <p>1 法第38条の「<u>その親族</u>その他納税者と特殊な関係のある個人又は同族会社(これに類する法人を含む。)で<u>政令</u>で定めるもの」とは、令第13条第1項《納税者の特殊関係者の範囲》に規定する者(以下「親族その他の特殊関係者」という。)をいう。この場合</p>

改正後	改正前
<p>に該当するかどうかの判定は、納税者がその事業を譲渡した時の現況によるから（令第13条第2項）、その後離婚、解雇等によって各号に掲げる者に該当しないこととなっても、法第38条の規定が適用される。</p>	<p>において、同項各号に掲げる者に該当するかどうかの判定は、納税者がその事業を譲渡した時の現況によるから（令第13条第2項）、その後離婚、解雇等によって各号に掲げる者に該当しないこととなっても、法第38条の規定が適用される。</p>
<p>2 <u>削除</u></p>	<p><u>(配偶者、直系血族等)</u></p>
<p>(親族)</p>	<p>2 <u>令第13条第1項第1号《納税者の特殊関係者の範囲》の「配偶者」又は「直系血族及び兄弟姉妹」には、納税者と生計を一にしている者も含まれる。この場合において、配偶者には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者が含まれる。</u></p>
<p>3 令第13条第1項第1号《納税者の特殊関係者の範囲》の「親族」とは、六親等内の血族及び三親等内の姻族（民法第725条）をいう。</p>	<p>(親族)</p> <p>3 令第13条第1項第2号《納税者の特殊関係者の範囲》の「親族」とは、<u>民法第725条《親族の範囲》に規定する親族のうち、配偶者、直系血族及び兄弟姉妹を除いた六親等内の血族及び三親等内の姻族をいう。</u></p>
<p>(生計を一にする)</p> <p>4 令第13条第1項第1号《納税者の特殊関係者の範囲》の「生計を一にする」は、第37条関係6と同様である。</p>	<p>(生計を一にする)</p> <p>4 令第13条第1項第2号《納税者の特殊関係者の範囲》の「生計を一にする」は、第37条関係6と同様である。</p>
<p>(生計の維持)</p> <p>5 令第13条第1項第1号から第3号まで《納税者の特殊関係者の範囲》の「生計を維持」とは、給付を受けた金銭その他の財産及びその金銭その他の財産の運用によって生ずる収入を日常生活の資の主要部分（おおむね2分の1以上とする。）としていることをいう。</p>	<p>(生計の維持)</p> <p>5 令第13条第1項第2号から第4号まで《納税者の特殊関係者の範囲》の「生計を維持」とは、給付を受けた金銭その他の財産及びその金銭その他の財産の運用によって生ずる収入を日常生活の資の主要部分（おおむね2分の1以上とする。）としていることをいう。</p>
<p>(特別の金銭等)</p> <p>6 令第13条第1項第2号及び第3号《納税者の特殊関係者の範囲》の「特別の金銭」とは、給料、俸給、報酬、売却代金等の役務又は物の提供の対価として受ける金銭以外で、対価なく又はゆえなく対価以上に受ける金銭をいい、また、「その他の財産」について</p>	<p>(特別の金銭等)</p> <p>6 令第13条第1項第3号及び第4号《納税者の特殊関係者の範囲》の「特別の金銭」とは、給料、俸給、報酬、売却代金等の役務又は物の提供の対価として受ける金銭以外で、対価なく又はゆえなく対価以上に受ける金銭をいい、また、「その他の財産」について</p>

改正後

も、おおむねこれと同様である。

(財産の提供)

7 令第13条第1項第3号《納税者の特殊関係者の範囲》の「財産を提供して」いる場合には、財産を譲渡している場合のほか、賃貸等により利用させている場合も含まれる。

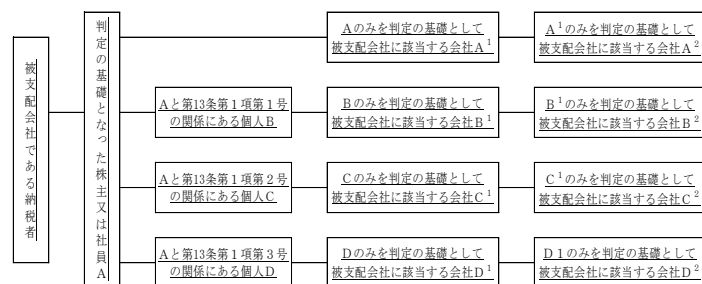
(被支配会社に該当する他の会社)

8 令第13条第1項第6号《納税者の特殊関係者の範囲》の「被支配会社に該当する他の会社」とは、具体的には次に掲げる会社をいう。

- (1) 下図のA<sup>1</sup>、A<sup>2</sup>、B<sup>1</sup>、B<sup>2</sup>、C<sup>1</sup>、C<sup>2</sup>、D<sup>1</sup>及びD<sup>2</sup>
- (2) 下図のA、A<sup>1</sup>、B、B<sup>1</sup>、C、C<sup>1</sup>、D及びD<sup>1</sup>の全部又は一部を判定の基礎として被支配会社に該当する会社

例えば、次に掲げる会社が該当する。

- イ A、Bを判定の基礎として被支配会社に該当する会社
- ロ C、D<sup>1</sup>を判定の基礎として被支配会社に該当する会社
- ハ B<sup>1</sup>、C<sup>1</sup>を判定の基礎として被支配会社に該当する会社



(注) 1 上図のうちA(個人の場合に限る。)、B、C及びDは、令第13条第1項第4号《納税者の特殊関係者の範囲》の特殊関係者に該当する。

改正前

も、おおむねこれと同様である。

(財産の提供)

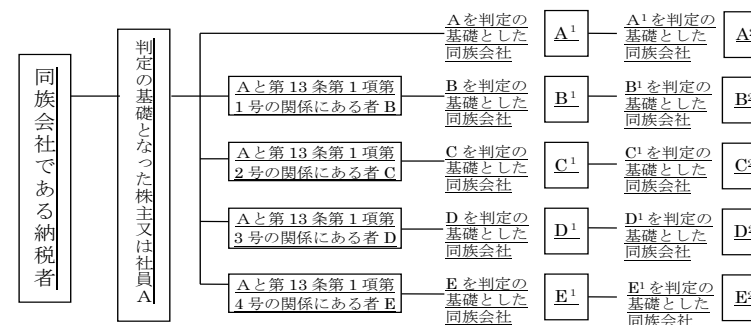
7 令第13条第1項第4号《納税者の特殊関係者の範囲》の「財産を提供して」いる場合には、財産を譲渡している場合のほか、賃貸等により利用させている場合も含まれる。

(同族会社に該当する他の会社)

8 令第13条第1項第7号《納税者の特殊関係者の範囲》の「同族会社に該当する他の会社」とは、具体的には下図のA<sup>1</sup>、A<sup>2</sup>、B<sup>1</sup>、B<sup>2</sup>、C<sup>1</sup>、C<sup>2</sup>、D<sup>1</sup>、D<sup>2</sup>、E<sup>1</sup>及びE<sup>2</sup>をいう。

(新設)

(新設)



(注) 1 上図のうちA、B、C、D及びEは、令第13条第1項第5号《納税者の特殊関係者の範囲》に該当する。



改正後	改正前
<p>2 令第13条第1項第6号かつこ書《納税者の特殊関係者の範囲》のうち前者の「これらの者」とは上図のAをいい、後者の「これらの者」とは上図のA、B、C及びDをいう。</p> <p>3 令第13条第1項第6号かつこ書《納税者の特殊関係者の範囲》の「被支配会社に該当する他の会社」とは、上図のA<sup>1</sup>、B<sup>1</sup>、C<sup>1</sup>及びD<sup>1</sup>をいう。</p> <p>(事業譲渡)</p> <p>9 法第38条の「事業の譲渡」とは、納税者が一個の債権契約で、一定の事業目的のため組織化され、有機的の一体として機能する財産の全部又は重要な一部を令第13条第1項《納税者の特殊関係者の範囲》に規定する者に譲渡することをいうが、一個の債権契約によらないものであっても、社会通念上同様と認められるものはこれに該当する(昭和40.9.22最高判、昭和41.2.23最高判参照)。したがって、得意先、事業上の秘けつ又はのれん等を除外して、工場、店舗、機械、商品等の事業用財産だけを譲渡する場合には、法第38条の事業譲渡には該当しない。</p> <p>なお、事業譲渡については、次のことに留意する。</p> <p>(1) 社員が2人以上ある持分会社にあっては、<u>定款に別段の定めがある場合を除き、事業譲渡につき社員の過半数による決定が必要である</u>(会社法第590条第2項、第650条第3項)。</p> <p>(2) 株式会社にあつては、原則として事業譲渡につき株主総会の<u>特別決議</u>によってその契約の承認を得ることが必要である(会社法第467条第1項、第468条、<u>第309条第2項第11号</u>参照)。</p> <p>(注) 1 (省略)</p> <p>2 <u>株式会社が解散し特別清算をする場合において、清算株式会社が事業譲渡をするときは、裁判所の許可が必要である</u>(会社法第536条)。</p> <p>3 <u>会社更生法の適用を受けた株式会社が事業譲渡をする場合には、株主総会の特別決議を要せず、更生計画の定めによってすることができる</u>(会社更生法第167条第2項、第210条)。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 法人の分割(<u>会社法第757条、第762条参照</u>)によって事業の譲渡が行われた場合</p>	<p>2 令第13条第1項第7号かつこ書《納税者の特殊関係者の範囲》のうち前者の「これらの者」とは上図のAをいい、後者の「これらの者」とは上図のA、B、C、<u>D及びE</u>をいう。</p> <p>(新設)</p> <p>(事業譲渡)</p> <p>9 法第38条の「事業の譲渡」とは、納税者が一個の債権契約で、一定の事業目的のため組織化され、有機的の一体として機能する財産の全部又は重要な一部を納税者の親族<u>その他の特殊関係者</u>に譲渡することをいうが、一個の債権契約によらないものであっても、社会通念上同様と認められるものはこれに該当する(昭和40.9.22最高判参照)。したがって、得意先、事業上の秘けつ又はのれん等を除外して、工場、店舗、機械、商品等の事業用財産だけを譲渡する場合には、法第38条の事業譲渡には該当しない。</p> <p>なお、事業譲渡については、次のことに留意する。</p> <p>(1) 持分会社にあっては、<u>原則として事業譲渡につき総社員の同意が必要である</u>(会社法第637条、第650条第3項)。</p> <p>(2) 株式会社にあつては、原則として事業譲渡につき株主総会の<u>決議</u>によってその契約の承認を得ることが必要である(会社法第467条第1項、第468条参照)。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) 法人の分割によって事業の譲渡が行われた場合(<u>会社法第757条、第762条参照</u>)</p>

改正後	改正前
<p>についても、第 38 条の「事業の譲渡」に該当するものとする。</p> <p>(注) 法人の分割（分社型分割を除く。）による事業の譲渡が行われた場合は、当該分割により事業を承継した法人に対して通則法第 9 条の 3 《法人の分割に係る連帯納付の責任》の連帯納付責任を追及することができる。</p> <p>(5) (省略)</p>	<p>についても、第 38 条の「事業の譲渡」に該当するものとする。</p> <p>(注) 法人の分割（分社型分割を除く。）による事業の譲渡が行われた場合は、当該分割により事業を承継した法人に対して通則法第 9 条の 2 《法人の分割に係る連帯納付の責任》の連帯納付責任を追及することができる。</p> <p>(5) (同左)</p>
<p>10 削除</p> <p>(類似の事業の判定の時期)</p> <p>12 法第 38 条の「同一又は類似の事業を営んでいる」かどうかの判定は、納付通知書を発する時の現況による。</p> <p>(徴収すべき額に不足すると認められるとき)</p> <p>14 法第 38 条の「徴収すべき額に不足すると認められるとき」の判定は、<u>第 22 条関係 4 と同様であり、また、その判定の時期は、第 33 条関係 1 と同様である。</u></p>	<p><u>(同一とみられる場所)</u></p> <p>10 法第 38 条の「同一とみられる場所」とは、同一の場所のほか、社会通念上同一の場所と認められる場所をいう。</p> <p>(同一とみられる場所等の判定の時期)</p> <p>12 法第 38 条の「<u>同一とみられる場所において</u>同一又は類似の事業を営んでいる」かどうかの判定は、納付通知書を発する時の現況による。</p> <p>(徴収すべき額に不足すると認められるとき)</p> <p>14 法第 38 条の「徴収すべき額に不足すると認められるとき」は、<u>第 22 条関係 4 と同様である。ただし、不足するかどうかの判定は、納付通知書を発する時の現況によるものとする。</u></p>
<p>納税義務の範囲</p> <p>(譲受財産)</p> <p>16 法第 38 条の「譲受財産」とは、譲受けに係る事業に属する積極財産をいい（平成 23. 2. 22 東京高判参照）、事業の譲受け後に取得した財産は含まれない。</p> <p>(譲受財産の価額)</p> <p>17 法第 38 条の「<u>譲受財産の価額</u>」とは、事業譲渡を受けた時における譲受けに係る事業に属する積極財産の価額をいう。</p>	<p>納税義務の範囲</p> <p>(譲受財産)</p> <p>16 法第 38 条の「譲受財産」とは、譲受けに係る事業に属する積極財産をいい（平成 23. 2. 22 東京高判参照）、事業の譲受け後に取得した財産<u>(取得財産を除く。)</u>は含まれない。</p> <p>(取得財産)</p> <p>17 法第 38 条の「<u>取得財産</u>」の意義については、第 36 条関係 12 及び 13 と同様である。</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 39 条関係 無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務</p> <p>納税義務の成立</p> <p>(徴収すべき額に不足すると認められる場合)</p> <p>1 法第 39 条の「徴収すべき額に不足すると認められる場合」の判定は、<u>第 22 条関係 4 と同様であり、また、その判定の時期は、第 33 条関係 1 と同様である。</u></p> <p>(1 年前の日以後)</p> <p>2 法第 39 条の「1 年前の日以後」とは、法定納期限の 1 年前の応当日以後をいい、応当日の当日にされた譲渡、債務の免除その他第三者に利益を与える処分についても、法第 39 条の規定が適用される。</p> <p>なお、次のことに留意する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 譲渡等の処分につき登記等の対抗要件又は効力発生要件の具備を必要とするときは、その要件を具備した日によって、1 年前の日以後であるかどうかを判定する (<u>昭和 49.10.25 大阪地判、昭和 55.3.14 東京高判参照</u>)。この場合において、仮登記とそれに基づく本登記があるときは、本登記によって判定する。</p> <p>なお、譲渡等の処分がされた時が登記等の日後であることが訴訟等により明らかにされている場合には、その日によって判定する。</p> <p>(譲渡)</p> <p>3 法第 39 条の「譲渡」とは、贈与、特定遺贈、売買、交換、債権譲渡、出資、代物弁済等による財産権の移転をいい、相続等の一般承継によるものを含まない。この場合において、売買、交換又は債権譲渡についてはそれにより取得した金銭又は財産が、出資についてはそれにより取得した持分又は株式が、代物弁済についてはそれにより消滅した債務が、それぞれ法第 39 条の「対価」である。</p> <p>(注) 1 <u>包括遺贈又は包括名義の死因贈与 (民法第 964 条、第 554 条参照)</u> があつた場</p>	<p style="text-align: center;">第 39 条関係 無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務</p> <p>納税義務の成立</p> <p>(徴収すべき額に不足すると認められる場合)</p> <p>1 法第 39 条の「徴収すべき額に不足すると認められる場合」は、<u>第 22 条関係 4 と同様である。ただし、不足するかどうかの判定は、納付通知書を発する時の現況によるものとする。</u></p> <p>(1 年前の日以後)</p> <p>2 法第 39 条の「1 年前の日以後」とは、法定納期限の 1 年前の応当日以後をいい、応当日の当日にされた譲渡、債務の免除その他第三者に利益を与える処分についても、法第 39 条の規定が適用される。</p> <p>なお、次のことに留意する。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 譲渡等の処分につき登記等の対抗要件又は効力発生要件の具備を必要とするときは、その要件を具備した日によって、1 年前の日以後であるかどうかを判定する (<u>昭和 55.3.14 東京高判参照</u>)。この場合において、仮登記とそれに基づく本登記があるときは、本登記によって判定するが、担保のための仮登記については、<u>仮登記の日によって判定する。</u></p> <p>なお、譲渡等の処分がされた時が登記等の日後であることが訴訟等により明らかにされている場合には、その日によって判定する。</p> <p>(譲渡)</p> <p>3 法第 39 条の「譲渡」とは、贈与、特定遺贈、売買、交換、債権譲渡、出資、代物弁済等による財産権の移転をいい、相続等の一般承継によるものを含まない。この場合において、売買、交換又は債権譲渡についてはそれにより取得した金銭又は財産が、出資についてはそれにより取得した持分又は株式が、代物弁済についてはそれにより消滅した債務が、それぞれ法第 39 条の「対価」である。</p> <p>(注) 1 <u>包括遺贈 (民法第 964 条参照)</u> があつた場合には、<u>通則法第 5 条《相続による</u></p>

改正後	改正前
<p>合には、通則法第5条《相続による国税の納付義務の承継》の規定の適用がある。</p> <p>2・3 (省略)</p> <p><b>(第三者に利益を与える処分)</b></p> <p>5 法第39条の「その他第三者に利益を与える処分」とは、譲渡、債務の免除以外の処分のうち、滞納者の積極財産の減少の結果（滞納者の身分上の一身専属権である権利の行使又は不行使の結果によるものを除く。）、第三者に利益を与えることとなる処分をいい、例えば、地上権、抵当権、賃借権等の設定処分、遺産分割協議（平成21.12.10最高判参照）、<u>株主に対する剰余金の配当（平成26.11.26東京高判参照）</u>がある。この場合において、地上権等の設定により受けた反対給付（例えば、権利金、礼金等）があるときは、それが法第39条の「対価」に当たる。</p> <p><b>(無償譲渡等の処分)</b></p> <p>6 法第39条の「無償又は著しく低い額の対価による譲渡（担保の目的とする譲渡を除く。）、債務の免除その他第三者に利益を与える処分」（以下第39条関係において「無償譲渡等の処分」という。）には、国及び法人税法第2条第5号《公共法人の定義》に規定する法人に対する処分は含まれない（令第14条第1項）。</p> <p><b>(著しく低い額の対価の判定)</b></p> <p>7 法第39条の「著しく低い額の対価」によるものであるかどうかは、当該財産の種類、数量の多寡、時価と対価の差額の大小等を総合的に勘案して、社会通念上、通常の取引に比べ著しく低い額の対価であるかどうかによって判定し（<u>昭44.7.2松山地判、昭和48.11.29東京高判、平成2.2.15広島地判、平成13.11.9福岡高判、平成21.11.12東京高判参照</u>）、次のことに留意する。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p><b>(著しく低いかどうかの判定の時期)</b></p> <p>8 法第39条の「著しく低い額の対価」によるものであるかどうかの判定は、原則として、その譲渡等の処分の基因となった契約が成立した時の現況による。したがっ</p>	<p>国税の納付義務の承継》の規定の適用がある。</p> <p>2・3 (同左)</p> <p><b>(第三者に利益を与える処分)</b></p> <p>5 法第39条の「その他第三者に利益を与える処分」とは、譲渡、債務の免除以外の処分のうち、滞納者の積極財産の減少の結果（滞納者の身分上の一身専属権である権利の行使又は不行使の結果によるものを除く。）、第三者に利益を与えることとなる処分をいい、例えば、地上権、抵当権、賃借権等の設定処分、遺産分割協議（平成21.12.10最高判参照）がある。この場合において、地上権等の設定により受けた反対給付（例えば、権利金、礼金等）があるときは、それが法第39条の「対価」に当たる。</p> <p><b>(無償譲渡等の処分)</b></p> <p>6 法第39条の「無償又は著しく低い額の対価による譲渡（担保の目的とする譲渡を除く。）、債務の免除その他第三者に利益を与える処分」（以下第39条関係において「無償譲渡等の処分」という。）には、国及び法人税法第2条第5号《公共法人の定義》に規定する法人に対する処分は含まれない（令第14条）。</p> <p><b>(著しく低い額の対価の判定)</b></p> <p>7 法第39条の「著しく低い額の対価」によるものであるかどうかは、当該財産の種類、数量の多寡、時価と対価の差額の大小等を総合的に勘案して、社会通念上、通常の取引に比べ著しく低い額の対価であるかどうかによって判定し（平成2.2.15広島地判、平成13.11.9福岡高判参照）、次のことに留意する。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p><b>(著しく低いかどうかの判定の時期)</b></p> <p>8 法第39条の「著しく低い額の対価」によるものであるかどうかの判定は、原則として、その譲渡等の処分の基因となった契約が成立した時の現況による。したがっ</p>

改正後	改正前
<p>て、条件付契約、予約契約、効力発生要件が別にある場合の契約等、契約が成立した時とそれに基づき譲渡等の処分がされた時（権利を取得し、又は義務を免れた時）が異なる場合であっても、契約が成立した時の現況により判定する（<u>昭和35.4.7高松地判、昭和50.4.22広島地判</u>）。</p> <p>（基因すると認められるとき）</p> <p>9 法第39条の「徴収すべき額に不足すると認められること」（以下9において「徴収不足」という。）が無償譲渡等の処分に「基因すると認められるとき」とは、その無償譲渡等の処分がなかったならば、現在の徴収不足は生じなかったであろう場合をいう。</p> <p>（注） <u>国税に優先する債権を被担保債権とする担保権が設定された財産について、その被担保債権額が譲渡時に当該財産の価額を上回っている場合は、特段の事情がない限り、徴収不足が当該財産の譲渡に「基因すると認められるとき」には該当しないことに留意する（平成27.6.16福岡地判参照）。</u></p> <p>（親族その他の特殊関係者）</p> <p>11 <u>法第39条の「滞納者の親族その他滞納者と特殊な関係のある個人又は同族会社（これに類する法人を含む。）で政令で定めるもの」とは、令第14条第2項《無償又は著しい低額の譲渡の範囲等》に規定する者（以下「親族その他の特殊関係者」という。）をいう。この場合において、法第39条の親族その他の特殊関係者に該当するかどうかの判定は、原則として、無償譲渡等の処分の基因となった契約が成立した時の現況によるものとする。したがって、権利を取得し、又は義務を免れた時に特殊関係者に当たらなくても、契約が成立した時に特殊関係者に当たる場合には、法第39条の規定が適用される。</u></p> <p>（配偶者、直系血族等）</p> <p>11-2 <u>令第14条第2項第1号《無償又は著しく低額の譲渡の範囲等》の「配偶者、直系血族及び兄弟姉妹」には、納税者と生計を一にしていない者も含まれる。この場合において、配偶者には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者が含まれる。</u></p>	<p>て、条件付契約、予約契約、効力発生要件が別にある場合の契約等、契約が成立した時とそれに基づき譲渡等の処分がされた時（権利を取得し、又は義務を免れた時）が異なる場合であっても、契約が成立した時の現況により判定する。</p> <p>（基因すると認められるとき）</p> <p>9 法第39条の「徴収すべき額に不足すると認められること」（以下9において「徴収不足」という。）が無償譲渡等の処分に「基因すると認められるとき」とは、その無償譲渡等の処分がなかったならば、現在の徴収不足は生じなかったであろう場合をいう。</p> <p>（新設）</p> <p>（親族その他の特殊関係者）</p> <p>11 <u>法第39条の「親族その他の特殊関係者」は、第38条関係1から8までと同様である。ただし、法第39条の親族その他の特殊関係者に該当するかどうかの判定は、原則として、無償譲渡等の処分の基因となった契約が成立した時の現況によるものとする。したがって、権利を取得し、又は義務を免れた時に特殊関係者に当たらなくても、契約が成立した時に特殊関係者に当たる場合には、法第39条の規定が適用される。</u></p> <p>（新設）</p>

改正後	改正前
<p><u>(親族)</u></p> <p>11-3 令第14条第2項第2号《無償又は著しく低額の譲渡の範囲等》の「親族」とは、<u>民法第725条《親族の範囲》に規定する親族のうち、配偶者、直系血族及び兄弟姉妹を除いた六親等内の血族及び三親等内の姻族をいう。</u></p> <p><u>(生計を一にする等)</u></p> <p>11-4 令第14条第2項の「生計を一に」する、「生計を維持」、「特別の金銭その他の財産」、「財産を提供して」いる場合は、<u>第38条関係4から7までと同様である。</u></p> <p><u>(判定の基礎となった株主又は社員である個人)</u></p> <p>11-5 令第14条第2項第5号の同族会社の株主又は社員の1人又は2人の有する株式又は出資が、<u>発行済株式又は出資の総数又は総額の50%を超える場合等においては、同号の「判定の基礎となった株主又は社員である個人」は、その1人又は2人の株主又は社員のうちの個人に限る。</u></p> <p><u>(滞納者を判定の基礎として同族会社に該当する会社)</u></p> <p>11-6 令第14条第2項第6号の「滞納者を判定の基礎として同族会社に該当する会社」とは、<u>滞納者がその会社の発行済株式又は出資の総数又は総額の50%を超える数又は額を有する場合等におけるその会社をいう。</u></p> <p><u>(同族会社に該当する他の会社)</u></p> <p>11-7 令第14条第2項第7号《無償又は著しく低額の譲渡の範囲等》の「同族会社に該当する他の会社」とは、<u>具体的には次に掲げる会社をいう。</u></p> <p>(1) <u>下図のA<sup>1</sup>、A<sup>2</sup>、B<sup>1</sup>、B<sup>2</sup>、C<sup>1</sup>、C<sup>2</sup>、D<sup>1</sup>、D<sup>2</sup>、E<sup>1</sup>及びE<sup>2</sup></u></p> <p>(2) <u>下図のA、A<sup>1</sup>、B、B<sup>1</sup>、C、C<sup>1</sup>、D、D<sup>1</sup>、E及びE<sup>1</sup>の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する会社</u></p> <p><u>例えば、次に掲げる会社が該当する。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

- イ A、Bを判定の基礎として同族会社に該当する会社
- ロ C、D<sup>1</sup>を判定の基礎として同族会社に該当する会社
- ハ B<sup>1</sup>、C<sup>1</sup>を判定の基礎として同族会社に該当する会社



- (注) 1 令第14条第2項第7号の「判定の基礎となつた株主又は社員」については、第37条関係9-2と同様である。
- 2 上図のうちA（個人である場合に限る。）、B、C、D及びEは、令第14条第2項第5号《無償又は著しく低額の譲渡の範囲等》の特殊関係者に該当する。
- 3 令第14条第2項第7号かっこ書《無償又は著しく低額の譲渡の範囲等》のうち前者の「これらの者」とは上図のAをいい、後者の「これらの者」とは上図のA、B、C、D及びEをいう。
- 4 令第14条第2項第7号かっこ書《無償又は著しく低額の譲渡の範囲等》の「同族会社に該当する他の会社」とは、上図のA<sup>1</sup>、B<sup>1</sup>、C<sup>1</sup>、D<sup>1</sup>及びE<sup>1</sup>をいう。

第三者の場合の納税義務の範囲

(受けた利益が金銭以外のものである場合)

12 無償譲渡等の処分により、滞納者から受けた利益が金銭以外のものである場合には、法第39条の「利益が現に存する限度」の額は、次に定めるところによる。ただし、その額が、16により算定した「受けた利益」の額を超える場合には、その受けた利益の額を限度とする。

第三者の場合の納税義務の範囲

(受けた利益が金銭以外のものである場合)

12 無償譲渡等の処分により、滞納者から受けた利益が金銭以外のものである場合には、法第39条の「利益が現に存する限度」の額は、次に定めるところによる。ただし、その額が、16により算定した「受けた利益」の額を超える場合には、その受けた利益の額を限度とする。

改正後	改正前
<p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(6) (1)から(5)までにより算定した額から、次に掲げる額を控除する。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ そのものの譲受けのために支払った費用及びこれに類するもののうち、そのものの譲受けと直接関係のあるものの額（例えば、契約に要した費用、不動産取得税、<u>登録免許税</u>（これらの租税に係る附帯税を除く。）、<u>源泉徴収された所得税等</u>があるが、保管料、譲受人に課された固定資産税、その譲受けを基因として課された市町村民税等はこれに当たらない（昭和 51. 10. 8 最高判参照）。）</p> <p>ハ (省略)</p> <p>(7) (省略)</p> <p>(受けた利益が金銭である場合)</p> <p>13 無償譲渡等の処分により、滞納者から受けた利益が金銭である場合には、法第39条の「利益が現に存する限度」の額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 金銭を受けたことを直接の理由として特別に財産を取得した場合には、上記(1)及び(2)により算定した額からその取得に要した金銭の額を控除したものに、その取得した財産のうち現に存するものの額を加える（平成24. 3. 8 名古屋地判参照）。</p> <p>なお、「現に存するもの」の算定は、12の(3)の後段と同様である。</p> <p>(4) (省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 41 条関係 人格のない社団等に係る第二次納税義務</b></p> <p>(徴収すべき額に不足すると認められるとき)</p> <p>3 法第 41 条の「徴収すべき額に不足すると認められるとき」の判定は、第 22 条関係 4 と同様である。ただし、<u>同条第 1 項の場合の判定の対象となる滞納者の財産には、第三者が名義人となっているため、その者に法律上帰属するとみられる財産は含まない。</u></p> <p><u>なお、不足するかどうかの判定の時期は、第 33 条関係 1 と同様である。</u></p>	<p>(1)～(5) (同左)</p> <p>(6) (1)から(5)までにより算定した額から、次に掲げる額を控除する。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ そのものの譲受けのために支払った費用及びこれに類するもののうち、そのものの譲受けと直接関係のあるものの額（例えば、契約に要した費用、不動産取得税、<u>登録免許税等</u>（これらの租税に係る附帯税を除く。）があるが、保管料、譲受人に課された固定資産税、その譲受けを基因として課された市町村民税等はこれに当たらない（昭和 51. 10. 8 最高判参照）。）</p> <p>ハ (同左)</p> <p>(7) (同左)</p> <p>(受けた利益が金銭である場合)</p> <p>13 無償譲渡等の処分により、滞納者から受けた利益が金銭である場合には、法第39条の「利益が現に存する限度」の額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 金銭を受けたことを直接の理由として特別に財産を取得した場合には、上記(1)及び(2)により算定した額からその取得に要した金銭の額を控除したものに、その取得した財産のうち現に存するものの額を加える。</p> <p>なお、「現に存するもの」の算定は、12の(3)の後段と同様である。</p> <p>(4) (同左)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 41 条関係 人格のない社団等に係る第二次納税義務</b></p> <p>(徴収すべき額に不足すると認められるとき)</p> <p>3 法第 41 条第 1 項の「徴収すべき額に不足すると認められるとき」は、第 22 条関係 4 と同様である。ただし、<u>不足するかどうかの判定は、納付通知書を発する時の現況によるものとする。</u></p>



改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>第 47 条関係 差押えの要件</b></p> <p><b>差押えができない場合</b></p> <p>16 次に掲げる場合には、それぞれに掲げる期間内は、新たな差押えをすることができない。</p> <p>なお、納税者が、保全差押金額又は繰上保全金額に相当する担保を提供して、保全差押え等をしないことを求めたときは差押えをすることができず（法第 159 条第 4 項、通則法第 38 条第 4 項）、また、換価の猶予に伴い差押えを猶予した場合又は不服申立てに伴い差押えを猶予した場合には差押えをすることができない（法第 152 条第 2 項、通則法第 105 条第 3 項、第 6 項）。</p> <p>(1) 納税の猶予をしている場合（通則法第 46 条第 1 項から第 3 項まで、第 48 条、会社更生法第 169 条第 1 項等）又は徴収の猶予をしている場合（通則法第 23 条第 5 項、第 105 条第 2 項、第 6 項、所得税法第 118 条、相続税法第 40 条第 1 項、第 42 条第 32 項、資産再評価法第 87 条第 5 項、会社更生法第 169 条第 1 項等） その猶予に係る国税につきその猶予期間</p> <p>(2)～(7) （省略）</p> <p><b>（滞納者の名義でない場合の帰属認定）</b></p> <p>21 20 の(1)から(3)までに掲げる財産並びに(5)及び(6)に掲げる財産については、所持している者又は登記（記載又は記録を含む。以下 21 において同じ。）の名義人（以下 21 において「名義人等」という。）が滞納者でない場合であっても、帳簿書類、当事者の陳述等に基づき次に掲げる事項が明らかであるときは、その財産は、滞納者に帰属しているのであるから、滞納者の財産として差し押さえることができる。この場合において、その財産が 20 の(2)、(3)、(5)又は(6)の財産であるときは、登記の名義を滞納者に変更させる必要がある。</p> <p>(1)～(3) （省略）</p> <p>(4) 上記(1)から(3)までを除くほか、権利が滞納者に帰属しているにもかかわらず、登記の名義が滞納者以外の者となっていること。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 47 条関係 差押えの要件</b></p> <p><b>差押えができない場合</b></p> <p>16 次に掲げる場合には、それぞれに掲げる期間内は、新たな差押えをすることができない。</p> <p>なお、納税者が、保全差押金額又は繰上保全金額に相当する担保を提供して、保全差押え等をしないことを求めたときは差押えをすることができず（法第 159 条第 4 項、通則法第 38 条第 4 項）、また、換価の猶予に伴い差押えを猶予した場合又は不服申立てに伴い差押えを猶予した場合には差押えをすることができない（法第 152 条第 2 項、通則法第 105 条第 3 項、第 6 項）。</p> <p>(1) 納税の猶予をしている場合（通則法第 46 条第 1 項から第 3 項まで、第 48 条、会社更生法第 169 条第 1 項等）又は徴収の猶予をしている場合（通則法第 23 条第 5 項、第 105 条第 2 項、第 6 項、所得税法第 118 条、相続税法第 40 条第 1 項、第 42 条第 29 項、資産再評価法第 87 条第 5 項、会社更生法第 169 条第 1 項等） その猶予に係る国税につきその猶予期間</p> <p>(2)～(7) （同左）</p> <p><b>（滞納者の名義でない場合の帰属認定）</b></p> <p>21 20 の(1)から(3)までに掲げる財産並びに(5)及び(6)に掲げる財産については、所持している者又は登記（記載又は記録を含む。以下 21 において同じ。）の名義人（以下 21 において「名義人等」という。）が滞納者でない場合であっても、帳簿書類、当事者の陳述等に基づき次に掲げる事項が明らかであるときは、その財産は、滞納者に帰属しているのであるから、滞納者の財産として差し押さえることができる。この場合において、その財産が 20 の(2)、(3)、(5)又は(6)の財産であるときは、登記の名義を滞納者に変更させる必要がある。</p> <p>(1)～(3) （同左）</p> <p>(4) 上記(1)から(3)までを除くほか、権利が滞納者に帰属しているにもかかわらず、登記の名義が滞納者以外の者となっていること。</p>

改正後	改正前
<p>(注) 農地の所有権を移転する場合には、<u>農業委員会、都道府県知事又は農林水産大臣の指定する市町村の長の許可がない限りその効力を生じないが、この許可を得ている場合においても、虚偽表示により所有名義人となっているにすぎない者は、農地の所有権を取得しない（昭和 52. 2. 17 最高判参照）。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第 48 条関係 超過差押え及び無益な差押えの禁止</b></p> <p>(超過差押えの禁止の例外)</p> <p>4-2 租税特別措置法第 70 条の 7 第 1 項《<u>非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除</u>》の規定による納税の猶予の担保として同項に規定する特例受贈非上場株式等に係る同項の認定贈与承継会社の株式又は出資が提供された場合において、当該株式又は出資を換価に付しても買受人がいなくは、法第 48 条第 1 項の規定にかかわらず、当該担保を提供した納税者の他の財産を差し押さえることができる（租税特別措置法第 70 条の 7 第 14 項第 7 号）。</p> <p>なお、租税特別措置法第 70 条の 7 の 2 第 1 項《<u>非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除</u>》の規定による納税の猶予の担保として同項に規定する特例非上場株式等に係る同項の認定承継会社の株式又は出資が提供された場合、<u>同法第 70 条の 7 の 4 第 1 項《非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除</u>》の規定による納税の猶予の担保として同項に規定する特例相続非上場株式等に係る認定相続承継会社の株式又は出資が提供された場合、<u>同法第 70 条の 7 の 5 第 1 項《医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除</u>》の規定による納税の猶予の担保として同項に規定する経済的利益に係る認定医療法人の持分が提供された場合及び第 70 条の 7 の 8 第 1 項《<u>医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除</u>》の規定による納税の猶予の担保として同項の認定医療法人の持分が提供された場合も同様である（同法第 70 条の 7 の 2 第 14 項第 7 号、第 70 条の 7 の 4 第 11 項、<u>第 70 条の 7 の 5 第 10 項第 6 号、第 70 条の 7 の 8 第 10 項第 1 号</u>）。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 58 条関係 第三者が占有する動産等の差押手続</b></p>	<p>(注) 農地の所有権を移転する場合には、<u>農業委員会又は都道府県知事の許可がない限りその効力を生じないが、この許可を得ている場合においても、虚偽表示により所有名義人となっているにすぎない者は、農地の所有権を取得しない（昭和 52. 2. 17 最高判参照）。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第 48 条関係 超過差押え及び無益な差押えの禁止</b></p> <p>(超過差押えの禁止の例外)</p> <p>4-2 租税特別措置法第 70 条の 7 第 1 項《<u>非上場株式等についての贈与税の納税猶予</u>》の規定による納税の猶予の担保として同項に規定する特例受贈非上場株式等に係る同項の認定贈与承継会社の株式又は出資が提供された場合において、当該株式又は出資を換価に付しても買受人がいなくは、法第 48 条第 1 項の規定にかかわらず、当該担保を提供した納税者の他の財産を差し押さえることができる（租税特別措置法第 70 条の 7 第 14 項第 7 号）。</p> <p>なお、租税特別措置法第 70 条の 7 の 2 第 1 項《<u>非上場株式等についての相続税の納税猶予</u>》の規定による納税の猶予の担保として同項に規定する特例非上場株式等に係る同項の認定承継会社の株式又は出資が提供された場合<u>及び</u>同法第 70 条の 7 の 4 第 1 項《<u>非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予</u>》の規定による納税の猶予の担保として同項に規定する特例相続非上場株式等に係る認定相続承継会社の株式又は出資が提供された場合も同様である（同法第 70 条の 7 の 2 第 14 項第 7 号、第 70 条の 7 の 4 第 11 項）。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 58 条関係 第三者が占有する動産等の差押手続</b></p>

改正後	改正前
<p><b>差押動産等の搬出の制限</b></p> <p>13 法第 58 条第 2 項前段の規定による引渡命令を受けた第三者が、その引渡命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その引渡命令につき不服申立てをしたときは、その不服申立てに係属する間は、その財産を搬出することができない（法第 172 条）。この場合において、<u>再調査の請求についての決定から審査請求がされるまでの間</u>（審査請求をすることができる間に限る。）は、第 90 条関係 10 の「訴訟に係属する間」に準じ、その財産の搬出を行わないものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 73 条関係 電話加入権等の差押えの手續及び効力発生時期</b></p> <p><b>特許権の専用実施権及び通常実施権等</b> （差押えの登記の囑託）</p> <p>55 法第 73 条第 3 項の「その権利の移転につき登記を要するもの」とは、1 に掲げる財産のうち、登記を第三者対抗要件とする賃借権、登記した買戻権及び<del>(13)から(15)まで</del>（<u>14-2 を除く。</u>）に掲げる権利をいい、法第 73 条第 3 項において準用する法第 72 条第 3 項の「関係機関」については、別に定めるところによる。</p> <p>なお、引湯権にあっては、その地方の慣行に従った公示方法（例えば、温泉組合等に対する登録の依頼、立札その他の標識の掲示）を講ずるものとする。</p> <p>また、賃借権、買戻権又は仮登記に係る権利の差押えの登記は、付記登記により行われる（不動産登記規則第 3 条第 4 号）。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 76 条関係 給与の差押禁止</b></p> <p>（支払を受けた金銭）</p> <p>11 法第 76 条第 2 項の「給料等に基き支払を受けた金銭」には、支払者から銀行口座等に振り込まれた金額に相当する預金債権は含まれないが、その差押えにより生活の維持を困難にするおそれがある金額については、差押えを猶予し、又は解除することができる（<u>法第 152 条第 2 項</u>参照）。</p>	<p><b>差押動産等の搬出の制限</b></p> <p>13 法第 58 条第 2 項前段の規定による引渡命令を受けた第三者が、その引渡命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その引渡命令につき不服申立てをしたときは、その不服申立てに係属する間は、その財産を搬出することができない（法第 172 条）。この場合において、<u>異議申立ての決定から審査請求がされるまでの間</u>（審査請求をすることができる間に限る。）は、第 90 条関係 10 の「訴訟に係属する間」に準じ、その財産の搬出を行わないものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 73 条関係 電話加入権等の差押えの手續及び効力発生時期</b></p> <p><b>特許権の専用実施権及び通常実施権等</b> （差押えの登記の囑託）</p> <p>55 法第 73 条第 3 項の「その権利の移転につき登記を要するもの」とは、1 に掲げる財産のうち、登記を第三者対抗要件とする賃借権、登記した買戻権及び<del>(13)から(15)まで</del>に掲げる権利をいい、法第 73 条第 3 項において準用する法第 72 条第 3 項の「関係機関」については、別に定めるところによる。</p> <p>なお、引湯権にあっては、その地方の慣行に従った公示方法（例えば、温泉組合等に対する登録の依頼、立札その他の標識の掲示）を講ずるものとする。</p> <p>また、賃借権、買戻権又は仮登記に係る権利の差押えの登記は、付記登記により行われる（不動産登記規則第 3 条第 4 号）。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 76 条関係 給与の差押禁止</b></p> <p>（支払を受けた金銭）</p> <p>11 法第 76 条第 2 項の「給料等に基き支払を受けた金銭」には、支払者から銀行口座等に振り込まれた金額に相当する預金債権は含まれないが、その差押えにより生活の維持を困難にするおそれがある金額については、差押えを猶予し、又は解除することができる（<u>法第 151 条第 2 項</u>参照）。</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>第 79 条関係 差押えの解除の要件</b></p> <p>(適当な財産を提供した場合)</p> <p>8-2 法第 79 条第 2 項第 2 号の「適当な財産を提供した場合」とは、原則として、換価及び保管又は引揚げに便利な財産であって（第 47 条関係 17 参照）、その財産を換価した場合の換価代金から滞納国税の全額を徴収することができる財産（第 78 条関係 1 参照）を提供した場合をいう。</p> <p>なお、差押財産を換価に付しても入札又は買受申込みがない場合等において、滞納者（譲渡担保権者及び物上保証人を含む。）がその差押財産を売却した代金（ただし、その差押財産の時価以上の金額である場合に限る。）のうちから、その売却代金を法第 128 条第 1 項第 1 号《配当すべき金銭》の「差押財産の売却代金」とみなした場合における国税への配当が見込まれる額以上の金銭をもって滞納国税を納付し、かつ、徴収上弊害がないと認められるときは、その金銭の額が滞納国税に満たない場合であっても、法第 79 条第 2 項第 2 号に該当するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 81 条関係 質権者等への差押解除の通知</b></p> <p>(通知の相手方)</p> <p>2 交付要求（参加差押えを含む。）をしている者以外の通知すべき相手方は、差押えの解除の時ににおいて、法第 55 条各号《差押えの通知をすべき相手方》に掲げる者に該当する者のうち知れている者であって、<u>差押債権者に対抗できる者</u>である。したがって、同条の規定により差押えの通知をした者と同一の範囲に限られるものではない。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 82 条関係 交付要求の手続</b></p> <p>交付要求ができる国税</p> <p>1 法第 82 条第 1 項の「滞納」とは、法第 2 条第 9 号《滞納者の定義》にいう「納付</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 79 条関係 差押えの解除の要件</b></p> <p>(適当な財産を提供した場合)</p> <p>8-2 法第 79 条第 2 項第 2 号の「適当な財産を提供した場合」とは、原則として、換価及び保管又は引揚げに便利な財産であって（第 47 条関係 17 参照）、その財産を換価した場合の換価代金から滞納国税の全額を徴収することができる財産（第 78 条関係 1 参照）を提供した場合をいう。</p> <p>なお、差押財産を換価に付しても入札又は買受申込みがない場合等において、滞納者（譲渡担保権者及び物上保証人を含む。）がその差押財産を売却した代金（ただし、その差押財産の時価以上の金額である場合に限る。）のうちから、その売却代金を法第 128 条第 1 号《配当すべき金銭》の「差押財産の売却代金」とみなした場合における国税への配当が見込まれる額以上の金銭をもって滞納国税を納付し、かつ、徴収上弊害がないと認められるときは、その金銭の額が滞納国税に満たない場合であっても、法第 79 条第 2 項第 2 号に該当するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 81 条関係 質権者等への差押解除の通知</b></p> <p>(通知の相手方)</p> <p>2 交付要求（参加差押えを含む。）をしている者以外の通知すべき相手方は、差押えの解除の時ににおいて、法第 55 条各号《差押えの通知をすべき相手方》に掲げる者に該当する者のうち知れている者である。したがって、同条の規定により差押えの通知をした者と同一の範囲に限られるものではない。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 82 条関係 交付要求の手続</b></p> <p>交付要求ができる国税</p> <p>1 法第 82 条第 1 項の「滞納」とは、法第 2 条第 9 号《滞納者の定義》にいう「納付</p>

改正後	改正前
<p>の期限までに国税を納付しない」ことをいう。</p> <p>なお、同項の「滞納に係る国税」については、次のことに留意する。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) 租税特別措置法第70条の7第1項《非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除》、第70条の7の2第1項《非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除》又は第70条の7の4第1項《非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除》の規定による納税の猶予を受けている納税者から、同法第70条の7第17項、第70条の7の2第17項又は第70条の7の4第12項に規定する免除申請書の提出があった場合には、当該申請書において免除を受けようとする贈与税又は相続税については、税務署長が同法第70条の7第18項、第70条の7の2第18項又は第70条の7の4第12項に規定する免除等の通知を発する日までは、法第82条第1項の「滞納に係る国税」には当たらない(租税特別措置法第70条の7第14項第8号、第70条の7の2第14項第8号、第70条の7の4第11項)ことから、交付要求をすることができない。</p>	<p>の期限までに国税を納付しない」ことをいう。</p> <p>なお、同項の「滞納に係る国税」については、次のことに留意する。</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p>(5) 租税特別措置法第70条の7第1項《非上場株式等についての贈与税の納税猶予》、第70条の7の2第1項《非上場株式等についての相続税の納税猶予》又は第70条の7の4第1項《非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予》の規定による納税の猶予を受けている納税者から、同法第70条の7第17項、第70条の7の2第17項又は第70条の7の4第12項に規定する免除申請書の提出があった場合には、当該申請書において免除を受けようとする贈与税又は相続税については、税務署長が同法第70条の7第18項、第70条の7の2第18項又は第70条の7の4第12項に規定する免除等の通知を発する日までは、法第82条第1項の「滞納に係る国税」には当たらない(租税特別措置法第70条の7第14項第8号、第70条の7の2第14項第8号、第70条の7の4第11項)ことから、交付要求をすることができない。</p>
<p style="text-align: center;"><b>第 89 条関係 換価する財産の範囲</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第 89 条関係 換価する財産の範囲</b></p>
<p><b>5 削除</b></p>	<p>(新設)</p>
<p><b>換価ができない場合</b></p> <p>6 次に掲げる国税については、原則として、それぞれに掲げる期間内は、換価をすることができない。</p> <p>なお、果実等については、法第90条第1項及び第2項《果実等の換価の制限》の規定の適用がある。</p> <p>(1)～(6) (省略)</p> <p>(7) 通則法第46条第1項から第3項まで《納税の猶予の要件等》、租税特別措置法第40条の3の4《内部取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》、第41条の19の5《国外所得金額の計算の特例》、第66条の4の2《国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》、第66条の4の3《外国法人の内部取引に係る課税の特例》、第</p>	<p><b>換価ができない場合</b></p> <p>6 次に掲げる国税については、原則として、それぞれに掲げる期間内は、換価をすることができない。</p> <p>なお、果実等については、法第90条第1項及び第2項《果実等の換価の制限》の規定の適用がある。</p> <p>(1)～(6) (同左)</p> <p>(7) 通則法第46条第1項から第3項まで《納税の猶予の要件等》、租税特別措置法第66条の4の2《国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》又は第68条の88の2《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》の規定による納税の猶予がされている場合におけるその猶予された国税 その猶予期間</p>

改正後	改正前
<p>67条の18《<u>国外所得金額の計算の特例</u>》、第68条の88の2《<u>連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予</u>》又は第68条の107の2《<u>連結法人の連結国外所得金額の計算の特例</u>》の規定による納税の猶予がされている場合におけるその猶予された国税 その猶予期間（<u>通則法第48条第1項、租税特別措置法第40条の3の4第4項、第41条の19の5第10項、第66条の4の2第4項、第66条の4の3第11項、第67条の18第10項、第68条の88の2第4項、第68条の107の2第10項</u>）</p> <p>(8)～(15) （省略）</p> <p>(16) 行政事件訴訟法第25条第2項<u>本文</u>《<u>執行停止</u>》の規定により執行の停止を命ぜられた処分に係る国税 その停止期間</p> <p>(17)・(18) （省略）</p>	<p>（<u>通則法第48条第1項、租税特別措置法第66条の4の2第1項、第68条の88の2第1項</u>）</p> <p>(8)～(15) （同左）</p> <p>(16) 行政事件訴訟法第25条第2項《<u>執行停止</u>》の規定により執行の停止を命ぜられた処分に係る国税 その停止期間</p> <p>(17)・(18) （同左）</p>
<p style="text-align: center;"><b>第90条関係 換価の制限</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第90条関係 換価の制限</b></p>
<p><b>不服申立て中の換価制限</b></p> <p>11 国税に関する法律に基づく処分に対する不服申立てがあった場合には、その国税の徴収のため差し押さえた財産の換価は、その財産の価額が著しく減少するおそれがあるとき、又は不服申立人（不服申立人が処分の相手方でないときは、不服申立人及び処分の相手方）から別段の申出があるときを除き、その不服申立てについての決定又は裁決があるまでは、することができない（通則法第105条第1項）。</p> <p>なお、<u>再調査の請求についての決定から審査請求がされるまでの間</u>（審査請求をすることができる間に限る。）は、原則として、10と同様に取り扱うものとする。</p>	<p><b>不服申立て中の換価制限</b></p> <p>11 国税に関する法律に基づく処分に対する不服申立てがあった場合には、その国税の徴収のため差し押さえた財産の換価は、その財産の価額が著しく減少するおそれがあるとき、又は不服申立人（不服申立人が処分の相手方でないときは、不服申立人及び処分の相手方）から別段の申出があるときを除き、その不服申立てについての決定又は裁決があるまでは、することができない（通則法第105条第1項）。</p> <p>なお、<u>異議申立ての決定から審査請求がされるまでの間</u>（審査請求をすることができる間に限る。）は、原則として、10と同様に取り扱うものとする。</p>
<p style="text-align: center;"><b>第95条 公売公告</b></p> <p>（その他の要件を要する場合）</p> <p>14 法第95条第1項第7号の「その他の要件を必要とするとき」とは、公売財産を買い受けるために、関係官庁又は特定の者の許可、承認等を必要とする場合をいう（農地法第3条第1項、第5条、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項、漁業法第26条第1項、電</p>	<p style="text-align: center;"><b>第95条 公売公告</b></p> <p>（その他の要件を要する場合）</p> <p>14 法第95条第1項第7号の「その他の要件を必要とするとき」とは、公売財産を買い受けるために、関係官庁又は特定の者の許可、承認等を必要とする場合をいう（農地法第3条第1項、第5条、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項、漁業法第26条第1項、電</p>

改正後	改正前
<p>気通信事業法附則第9条第1項、旧公衆電気通信法第38条第1項等)。例えば、農地又は採草放牧地の公売については、<u>農業委員会又は都道府県知事若しくは農林水産大臣の指定する市町村の長の許可</u>を受けることが必要となる。</p> <p>(重要と認められる事項)</p> <p>17 法第95条第1項第9号の「公売に関し重要と認められる事項」とは、次に掲げる事項をいう。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 買受人が公売財産の所有権を取得する時期が、法第116条《買受代金の納付の効果》に規定するものと異なる場合は、その事項(農地法第3条第7項、<u>第5条第3項</u>、鉱業法第60条、特許法第98条第1項、実用新案法第26条、意匠法第36条等)</p> <p>(4) 公売財産の所有権の移転につき農地法その他法令の規定により関係官庁又は特定の者の許可、承認等を必要とする場合は、<u>農業委員会、都道府県知事若しくは農林水産大臣の指定する市町村の長</u>から交付を受けた買受適格証明書等の提出又は呈示が必要である旨(農地法第3条第1項、第5条第1項、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項等)</p> <p>(5)~(17) (省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第96条関係 公売の通知</b></p> <p>(その他の権利)</p> <p>5 法第96条第1項第2号の「その他の権利」とは、永小作権、地役権、採石権、仮登記(担保のための仮登記を含む。)に係る権利、法第59条第1項後段、<u>第3項又は第4項《第三者の損害賠償請求権等への配当》</u>(これらの規定を法第71条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける損害賠償請求権又は前払借賃に係る債権等をいう。</p> <p>(注)1~4 (省略)</p> <p>(削除)</p>	<p>気通信事業法附則第9条第1項、旧公衆電気通信法第38条第1項等)。例えば、農地又は採草放牧地の公売については、<u>農業委員会、都道府県知事又は農林水産大臣の許可</u>を受けることが必要となる。</p> <p>(重要と認められる事項)</p> <p>17 法第95条第1項第9号の「公売に関し重要と認められる事項」とは、次に掲げる事項をいう。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 買受人が公売財産の所有権を取得する時期が、法第116条《買受代金の納付の効果》に規定するものと異なる場合は、その事項(農地法第3条第7項、<u>第5条第1項</u>、鉱業法第60条、特許法第98条第1項、実用新案法第26条、意匠法第36条等)</p> <p>(4) 公売財産の所有権の移転につき農地法その他法令の規定により関係官庁又は特定の者の許可、承認等を必要とする場合は、<u>農業委員会から交付を受けた買受適格証明書等の提出又は呈示が必要である旨</u>(農地法第3条第1項、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項等)</p> <p>(5)~(17) (同左)</p> <p style="text-align: center;"><b>第96条関係 公売の通知</b></p> <p>(その他の権利)</p> <p>5 法第96条第1項第2号の「その他の権利」とは、永小作権、地役権、採石権、仮登記(担保のための仮登記を含む。)に係る権利、法第59条第1項後段<u>若しくは第3項又は第4項《第三者の損害賠償請求権等への配当》</u>(これらの規定を法第71条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける損害賠償請求権又は前払借賃に係る債権等をいう。</p> <p>(注)1~4 (同左)</p> <p style="text-align: center;"><u>5 動産の共有に係る持分を公売する場合は、他の共有者に対しても、法第96条の通知をするものとする。</u></p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>第 108 条関係 公売実施の適正化のための措置</b></p> <p>(刑罰法規との関係)</p> <p>15 法第 108 条第 1 項各号に掲げる者については、<u>刑法第 96 条の 3《強制執行行為妨害等》、第 96 条の 4《強制執行関係売却妨害》、第 96 条の 5《加重封印等破棄等》、第 96 条の 6《公契約関係競売等妨害》</u>等の刑罰法規による処罰の有無にかかわらず、公売への参加を制限することができる。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 114 条関係 買受申込み等の取消し</b></p> <p>(滞納処分の続行の停止があったとき)</p> <p>2 法第 114 条の「国税通則法第 105 条第 1 項ただし書（不服申立てがあった場合の処分の制限）その他の法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があつたとき」とは、換価財産について最高価申込者等の決定又は売却決定をした場合において、次に掲げる場合に該当するときをいう。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 通則法第 46 条《納税の猶予の要件等》、<u>租税特別措置法第 40 条の 3 の 4《内部取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》、第 41 条の 19 の 5《国外所得金額の計算の特例》、第 66 条の 4 の 2《国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》、第 66 条の 4 の 3《外国法人の内部取引に係る課税の特例》、第 67 条の 18《国外所得金額の計算の特例》、第 68 条の 88 の 2《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》又は第 68 条の 107 の 2《連結法人の連結国外所得金額の計算の特例》</u>の規定により、国税の納税が猶予されたとき。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 行政事件訴訟法第 25 条第 2 項本文《執行停止》の規定により<u>滞納処分の続行停止の決定</u>があつたとき。</p> <p>(5)～(10) (省略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 108 条関係 公売実施の適正化のための措置</b></p> <p>(刑罰法規との関係)</p> <p>15 法第 108 条第 1 項各号に掲げる者については、<u>刑法第 96 条の 3 第 1 項《競売入札妨害》、同条第 2 項《談合行為》</u>等の刑罰法規による処罰の有無にかかわらず、公売への参加を制限することができる。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 114 条関係 買受申込み等の取消し</b></p> <p>(滞納処分の続行の停止があったとき)</p> <p>2 法第 114 条の「国税通則法第 105 条第 1 項ただし書（不服申立てがあった場合の処分の制限）その他の法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があつたとき」とは、換価財産について最高価申込者等の決定又は売却決定をした場合において、次に掲げる場合に該当するときをいう。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 通則法第 46 条《納税の猶予の要件等》、租税特別措置法第 66 条の 4 の 2《<u>国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予</u>》<u>又は第 68 条の 88 の 2《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》</u>の規定により、国税の納税が猶予されたとき。</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) 行政事件訴訟法第 25 条第 2 項本文《執行停止》の規定に<u>基づき滞納処分の続行停止の決定</u>があつたとき。</p> <p>(5)～(10) (同左)</p>



改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>第 129 条関係 配当の原則</b></p> <p><b>附帯税等の徴収</b></p> <p>18 配当された金銭を国税に充てる場合には、まず徴収の基因となった国税（延滞税、利子税及び加算税を除く。）に充て、その後延滞税、利子税及び加算税に充てるものとする（法第 129 条第 6 項参照）。</p> <p>なお、徴収の基因となった国税が複数ある場合は、民法第 489 条第 2 号及び第 3 号《<u>法定充当</u>》の規定に準じて処理するものとする（昭和 62. 12. 18 最高判参照）。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 129 条関係 配当の原則</b></p> <p><b>附帯税等の徴収</b></p> <p>18 配当された金銭を国税に充てる場合には、まず徴収の基因となった国税（延滞税、利子税及び加算税を除く。）に充て、その後延滞税、利子税及び加算税に充てるものとする（法第 129 条第 6 項参照）。</p> <p>なお、<u>配当された金銭を複数の国税のいずれに充てるかは、税務署長の裁量による</u>（大正 5. 3. 9 行判参照）が、この場合においては、民法第 488 条《<u>当事者の指定による弁済の充当</u>》、第 489 条第 2 号及び第 3 号《<u>法定弁済充当</u>》の規定に準じて処理するものとする。</p>
<p style="text-align: center;"><b>第 133 条関係 換価代金等の交付</b></p> <p style="text-align: center;">（不服申立てとの関係）</p> <p>3 換価代金等の配当に関して異議を有する者が、通則法の規定による<u>再調査の請求又は処分庁を経由する審査請求</u>と法第 133 条の異議の申出とを併せてした場合において、法第 133 条の異議の申出が認められなかったときは、不服申立てだけが審理されることとなる。</p> <p>なお、<u>再調査の請求又は処分庁を経由する審査請求</u>だけがされた場合において、<u>その内容</u>が法第 133 条の異議に当たるときは、その部分については、法第 133 条の異議の申出が併せてされたものとして取り扱う。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 133 条関係 換価代金等の交付</b></p> <p style="text-align: center;">（不服申立てとの関係）</p> <p>3 換価代金等の配当に関して異議を有する者が、通則法の規定による<u>不服申立て</u>と法第 133 条の異議の申出とを併せてした場合において、法第 133 条の異議の申出が認められなかったときは、不服申立てだけが審理されることとなる。</p> <p>なお、<u>異議申立て</u>だけがされた場合において、<u>その申立ての内容</u>が法第 133 条の異議に当たるときは、その部分については、法第 133 条の異議の申出が併せてされたものとして取り扱う。</p>
<p style="text-align: center;"><b>第 135 条関係 売却決定の取消しに伴う措置</b></p> <p><b>抹消の登記の嘱託</b></p> <p>2 法第 135 条第 1 項第 2 号の「第 121 条（権利移転の登記の嘱託）その他の法令の規定により嘱託した換価に係る権利」とは、換価に伴い移転の登記を嘱託した権利をいい、「まつ消の嘱託」は、上記の権利移転の登記についての抹消の登記の嘱託書に、売却決定の取消しを証する書面を添付して、関係機関に嘱託することによって行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 135 条関係 売却決定の取消しに伴う措置</b></p> <p><b>抹消の登記の嘱託</b></p> <p>2 法第 135 条第 1 項第 2 号の「第 121 条（権利移転の登記の嘱託）その他の法令の規定により嘱託した換価に係る権利」とは、換価に伴い移転の登記を嘱託した権利をいい、「まつ消の嘱託」は、上記の権利移転の登記についての抹消の登記の嘱託書に、売却決定の取消しを証する書面を添付して、関係機関に嘱託することによって行うものとする。</p>

改正後	改正前
<p>なお、換価に伴い囑託した権利の移転登記の抹消登記を申請する場合において、<u>買受人に所有権の移転登記をした後に抵当権の設定を受けた者など、登記上の利害関係がある第三者（売却決定の取消し前に利害関係を有することとなった者に限る。）</u>があるときは、当該第三者の承諾があるときに限り、申請することができる（不動産登記法第 68 条参照）。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 139 条関係 相続等があった場合の滞納処分の効力</b></p> <p><u>（合併等の無効）</u></p> <p><b>4-2</b> <u>合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により事業を承継した法人を名宛人として執行した滞納処分の効力は、その合併又は分割を無効とする判決の確定により、その滞納処分の対象である財産が属することとなる法人に及ぶ（会社法第 843 条第 2 項参照）。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第 171 条関係 滞納処分に関する不服申立て等の期限の特例</b></p> <p><b>特例の適用を受ける不服申立て等</b></p> <p>1 法第 171 条の規定が適用されるのは、同条第 1 項各号に掲げる処分に関する<u>再調査の請求（通則法第 75 条第 1 項第 1 号イ）</u>及び始審的審査請求（同法第 75 条第 1 項第 1 号ロ）並びに同法第 115 条第 1 項第 3 号《<u>訴えの提起の特例</u>》の規定により<u>審査請求</u>についての裁決を経ないで訴えの提起に限られる。したがって、二審的審査請求（同法第 75 条第 3 項、<u>第 4 項</u>）等については、法第 171 条の期限の特例の規定は適用されない。</p> <p>（注）（省略）</p> <p><u>（不服申立て）</u></p> <p>7 法第 171 条第 1 項の「<u>国税通則法第 11 条（災害等による期限の延長）又は第 77 条（不服申立期間）の規定により不服申立てをすることができる期間を経過したもの</u>」を除く<u>とは、滞納処分について法第 171 条第 1 項各号に掲げる処分に関し欠陥があることを理</u></p>	<p>なお、換価に伴い囑託した権利の移転登記の抹消登記を申請する場合において、<u>登記上利害関係がある第三者があるときは、当該第三者の承諾があるときに限り、申請することができる（不動産登記法第 68 条参照）。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第 139 条関係 相続等があった場合の滞納処分の効力</b></p> <p>（新設）</p> <p style="text-align: center;"><b>第 171 条関係 滞納処分に関する不服申立て等の期限の特例</b></p> <p><b>特例の適用を受ける不服申立て等</b></p> <p>1 法第 171 条の規定が適用されるのは、同条第 1 項各号に掲げる処分に関する<u>異議申立て（通則法第 75 条第 1 項第 1 号及び第 2 号イ）</u>及び始審的審査請求（同法第 75 条第 1 項第 2 号ロ、<u>第 4 項第 2 号及び第 3 号</u>）並びに同法第 115 条第 1 項第 3 号《<u>訴えの提起の特例</u>》の規定により<u>不服申立て</u>についての<u>決定又は裁決</u>を経ないで訴えの提起に限られる。したがって、二審的審査請求（同法第 75 条第 3 項、<u>第 5 項</u>）等については、法第 171 条の期限の特例の規定は適用されない。</p> <p>（注）（同左）</p> <p><u>（異議申立て）</u></p> <p>7 法第 171 条第 1 項の「<u>国税通則法第 11 条（災害等による期限の延長）又は第 77 条（異議申立ての期間）の規定により異議申立てをすることができる期間を経過したもの</u>を除く」とは、滞納処分について法第 171 条第 1 項各号に掲げる処分に関し欠陥があること</p>

改正後	改正前
<p>由としてする<u>不服申立て</u>は、通則法に定める不服申立期限（同法第 77 条第 1 項、第 3 項（同法第 11 条の規定により延長された場合はその期限））を経過したときは、することができないことを明らかにしたものである。したがって、<u>不服申立て</u>が、法第 171 条第 1 項各号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由とするものでその欠陥がある処分を目的とするものであるときは、<u>不服申立て</u>ができる通則法に定める不服申立期限とその処分についての法第 171 条第 1 項各号に掲げる期限との、いずれか早い期限までにしなければならない。また、<u>不服申立て</u>が、法第 171 条第 1 項各号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由とするもので、その欠陥がある処分（先行処分）の後行処分を目的とするものであるとき（違法性の承継を理由とするとき）は、その先行処分についての法第 171 条第 1 項各号に掲げる期限までにしなければならない。</p> <p><b>（訴訟）</b></p> <p>8 <u>通則法第 115 条第 1 項第 3 号《訴えの提起の特例》の規定により審査請求についての裁決</u>を経ないで提起する滞納処分の取消しの訴えが、滞納処分について法第 171 条第 1 項各号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由とするもので、その欠陥がある処分を目的とするものであるときは、行政事件訴訟法第 14 条第 1 項又は第 2 項《出訴期間》の規定による期限とその処分についての法第 171 条第 1 項各号に掲げる期限との、いずれか早い期限までにしなければならない（法第 171 条第 2 項）。また、上記の取消しの訴えが、法第 171 条第 1 項各号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由とするもので、その欠陥がある処分（先行処分）の後行処分を目的とするものであるとき（違法性の承継を理由とするとき）は、その先行処分についての法第 171 条第 1 項各号に掲げる期限までにしなければならない。</p> <p><b>再調査の請求書等についての発信主義の適用除外</b></p> <p>9 不動産等についての公売公告（随意契約における売却の通知を含む。）から売却決定までの処分及び換価代金等の配当に係る<u>再調査の請求書</u>又は審査請求書が郵便又は信書便により提出された場合には、その<u>再調査の請求書</u>又は審査請求書が不服申立て先に到達した時にその提出がされたこととなる。</p>	<p>を理由としてする<u>異議申立て</u>は、通則法に定める不服申立期限（同法第 77 条第 1 項、第 3 項、<u>第 4 項、第 6 項</u>（同法第 11 条の規定により延長された場合はその期限））を経過したときは、することができないことを明らかにしたものである。したがって、<u>異議申立て</u>が、法第 171 条第 1 項各号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由とするものでその欠陥がある処分を目的とするものであるときは、<u>異議申立て</u>ができる通則法に定める不服申立期限とその処分についての法第 171 条第 1 項各号に掲げる期限との、いずれか早い期限までにしなければならない。また、<u>異議申立て</u>が、法第 171 条第 1 項各号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由とするもので、その欠陥がある処分（先行処分）の後行処分を目的とするものであるとき（違法性の承継を理由とするとき）は、その先行処分についての法第 171 条第 1 項各号に掲げる期限までにしなければならない。</p> <p><b>（訴訟）</b></p> <p>8 <u>通則法第 115 条第 1 項第 3 号《訴えの提起の特例》の規定により異議申立ての決定又は審査請求の裁決</u>を経ないで提起する滞納処分の取消しの訴えが、滞納処分について法第 171 条第 1 項各号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由とするもので、その欠陥がある処分を目的とするものであるときは、行政事件訴訟法第 14 条第 1 項又は第 2 項《出訴期間》の規定による期限とその処分についての法第 171 条第 1 項各号に掲げる期限との、いずれか早い期限までにしなければならない（法第 171 条第 2 項）。また、上記の取消しの訴えが、法第 171 条第 1 項各号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由とするもので、その欠陥がある処分（先行処分）の後行処分を目的とするものであるとき（違法性の承継を理由とするとき）は、その先行処分についての法第 171 条第 1 項各号に掲げる期限までにしなければならない。</p> <p><b>異議申立書等についての発信主義の適用除外</b></p> <p>9 不動産等についての公売公告（随意契約における売却の通知を含む。）から売却決定までの処分及び換価代金等の配当に係る<u>異議申立書</u>又は審査請求書が郵便又は信書便により提出された場合には、その<u>異議申立書</u>又は審査請求書が不服申立て先に到達した時にその提出がされたこととなる。</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 172 条関係 差押動産等の搬出の制限</p> <p>(不服申立ての係属する間)</p> <p>2 法第 172 条の「不服申立ての係属する間」とは、<u>不服申立て</u>がされた日から決定又は裁決の通知をした日までの期間をいう。</p> <p>なお、<u>再調査の請求についての決定</u>から審査請求がされるまでの間（審査請求をすることができる間に限る。）は、原則として、第 90 条関係 10 と同様に扱うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 172 条関係 差押動産等の搬出の制限</p> <p>(不服申立ての係属する間)</p> <p>2 法第 172 条の「不服申立ての係属する間」とは、<u>異議申立て又は審査請求</u>がされた日から決定又は裁決の通知をした日までの期間をいう。</p> <p>なお、<u>異議申立ての決定</u>から審査請求がされるまでの間（審査請求をすることができる間に限る。）は、原則として、第 90 条関係 10 と同様に扱うものとする。</p>